

東大阪市新斎苑整備基本計画



東大阪市
HIGASHI-OSAKA

令和8年3月

目次

第1章	はじめに	1
1	基本計画策定の背景と目的	1
(1)	基本計画策定の背景	1
(2)	基本計画策定の目的	1
2	基本計画の位置付け及び上位関連計画	2
(1)	上位・関連計画	2
(2)	基本計画の位置づけ	2
3	関係法令の整理	3
第2章	新斎苑整備の基本的な考え方	6
1	基本理念・基本方針	6
2	基本構想を踏まえた検討方針	7
3	必要火葬炉数の検証	8
(1)	必要火葬炉数の算定フロー	8
(2)	必要火葬炉数の再算定	8
(3)	運営スケジュールの検討	9
(4)	必要火葬炉数の決定	9
第3章	土地利用方針・配置計画の検討	10
1	敷地条件の整理	10
(1)	建設地の概要	10
(2)	周辺環境の概観	11
(3)	法規制等の条件	12
(4)	周辺状況の整理	13
(5)	周辺の道路状況	14
(6)	景観分析	15
2	土地利用方針	19
(1)	車両出入口	19
(2)	付加機能	22
(3)	土地利用方針の検討	26
3.	配置計画の検討	28
(1)	配置パターンの検討	28
(2)	配置パターンの比較	29
(3)	配置計画イメージ	30
第4章	施設計画	31
1	必要諸室・規模	31
(1)	基本的な考え方	31
(2)	必要諸室・規模	33

2	平面・階層計画	37
(1)	平面計画	37
(2)	階層・断面計画	38
3	構造・設備計画	39
(1)	構造計画	39
(2)	設備計画	39
4	防災計画	42
(1)	停電時への対策	42
(2)	断水時への対策	42
(3)	豪雨被害への対策	42
(4)	防災広場（緊急避難場所）	42
第5章	火葬炉設備計画	43
1	火葬炉設備計画	43
(1)	火葬炉設備の構成	43
(2)	火葬炉の大きさ	44
(3)	火葬用燃料	44
2	環境保全目標値の設定	45
(1)	基本的な考え方	45
(2)	排出ガスに係る環境保全目標値	45
(3)	悪臭に係る環境保全目標値	46
(4)	騒音に係る環境保全目標値	47
(5)	振動に係る環境保全目標値	47
3	生活環境影響調査（予測調査）	48
(1)	生活環境影響調査の結果概要	48
(2)	環境保全措置の概要	48
第6章	今後の進め方・検討課題	49
1	概算事業費	49
2	事業スケジュール	49
3	今後の進め方・検討課題	50
(1)	公平性・競争性の確保	50
(2)	事業条件・施設整備要件の明確化	50
(3)	適切な事業予算の確保	50
(4)	適切なスケジュールの設定	50

第1章 はじめに

1 基本計画策定の背景と目的

(1) 基本計画策定の背景

本市では、市内に市立斎場として長瀬斎場、小阪斎場、楠根斎場、岩田斎場、額田斎場、荒本斎場という 6 つの斎場(以下「既存斎場」という。)を設置しています。なお、今米斎場は、台風被害により平成 30 年 7 月から休止しておりましたが、立地条件等から改修が困難であるため令和 6 年 3 月末で廃止となっています。

既存斎場の内、令和 5 年に建替えを行った長瀬斎場を除く 5 つの斎場はいずれも施設・設備の老朽化が進行し、旧式の火葬炉が設置されています。超高齢化社会の到来による火葬件数の増加が見込まれる中で、現状のままでは、増加する火葬需要への対応は困難であることが想定されます。

このような状況を踏まえ、本市では「東大阪市斎場整備基本構想(改訂版)」(令和 7 年 2 月)を策定し、その中で、増加する火葬需要への対応や管理運営の効率化等を図るために、長瀬斎場を除く 5 つの既存斎場を集約して、新しい斎場(以下「新斎苑」という。)を整備する方針としました。

また、この方針に基づき、新斎苑を整備するうえでの基本的な条件や、基本理念・基本方針等について検討・整理し、その基本的な考えを示す「東大阪市新斎苑整備基本構想」(令和 7 年 2 月)(以下「基本構想」という。)を策定しました。

(2) 基本計画策定の目的

この「東大阪市新斎苑整備基本計画」(以下「基本計画」という。)は、基本構想を踏まえ、新斎苑整備に係る土地利用方針や施設計画などを検討し、今後の事業化に向けた基本的な要件を示すことを目的とします。

なお、基本計画の策定にあたっては、外部の学識経験者や周辺住民の代表者で構成される「東大阪市新斎苑整備基本計画審議会」を設置し、住民説明会等での意見や要望を十分に踏まえながら専門的な検討を行っています。

2 基本計画の位置付け及び上位関連計画

(1) 上位・関連計画

基本計画の検討をはじめ、新斎苑の整備を進めるにあたっては、上位・関連計画との整合を図ります。

<主な上位・関連計画>

項目	策定年度	概要
東大阪市第3次総合計画	令和2年	本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、令和3年から令和12年に向けて実現すべき今後のまちづくりの方向性や指針について明らかにする市の最上位計画。
東大阪市公共施設等総合管理計画	平成27年	財政状況や人口減少等の社会情勢の変化に対応するため公共施設等の効果的かつ効率的な管理を目指した計画。計画期間は平成27年度から令和7年度。
東大阪市公共施設マネジメント推進基本方針	平成25年	長期的な視点に立って公共施設の最適化を進める「公共施設マネジメント」に取り組んでいくための基本方針として位置づけるもの。
東大阪市行財政改革プラン	令和7年	効率的かつ健全な行財政運営を行うために、行財政改革の具体的な取り組みについて示したもの。計画期間は令和7年度から令和12年度。
東大阪市地域防災計画	令和6年修正	市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等の実施すべき大綱を定めたもの。
大阪府広域火葬計画	令和6年	災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、府、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定めたもの。

(2) 基本計画の位置づけ

基本計画の策定にあたっては、基本構想をはじめとする上位・関連計画との整合を図ります。また、今後実施する事業化に向けた検討、設計、整備及び管理・運営等は基本計画に即して行うものとします。

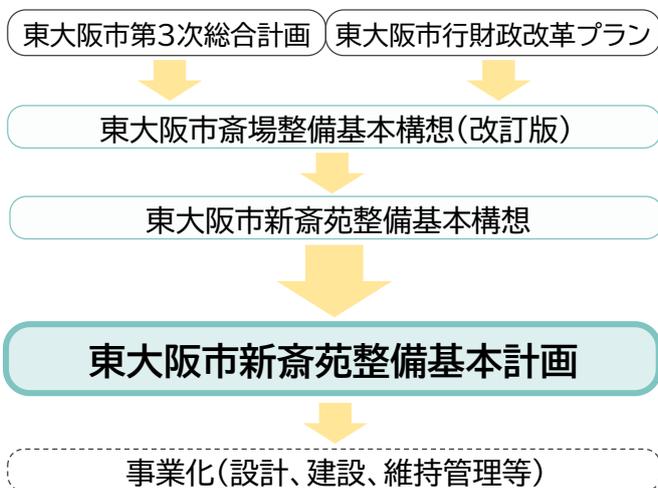
① 東大阪市第3次総合計画

東大阪市第3次総合計画において、「健康づくりと保健衛生の推進」として「今後増加が予測される火葬需要への対応も含め、斎場の整備を進める」と今後の取り組みに位置づけがされています。

② 東大阪市行財政改革プラン

「東大阪市行財政改革プラン 2025」において、「公共施設のあり方」として「新たな斎場整備、既存斎場の集約化」という位置づけがされています。

<基本計画の位置づけ>



3 関係法令の整理

火葬場は、「墓地、埋葬等に関する法律」と「都市計画法」、「建築基準法」の3法によって位置づけられており、各法の条文において、施設整備などの要件がそれぞれ定められています。

<関係法令>

法令名	関連部分抜粋
墓地、埋葬等に関する法律	<p>第2条 1～6 略</p> <p>7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。</p> <p>第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。</p> <p>第11条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。</p> <p>→都市計画事業として新設、変更等を行う場合は、墓地、埋葬等に関する法律上の許可があつたものとみなされる。</p>
都市計画法	<p>(都市施設)</p> <p>第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 市場、と畜場又は火葬場</p> <p>→火葬場は、都市施設に位置づけられており、都市計画区域もしくは都市計画区域外において、都市計画決定が可能である。</p>
建築基準法	<p>(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)</p> <p>第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。</p> <p>→火葬場は、都市計画決定に基づく新築又は増築が可能である。ただし、所定の都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可した場合や、政令で定める規模の範囲内での新築、増築については、都市計画決定の手続きは不要。</p>
その他関連する法律	<p>消防法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、河川法、特定都市河川浸水被害対策法、景観法、屋外広告物法、駐車場法など</p>

<関係条例等>

法令名	関連部分抜粋
東大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行条例	<p>(標識の設置)</p> <p>第4条 法第 10 条第1項又は第2項の規定による許可を受けて墓地若しくは火葬場を經營し、又は墓地の区域を拡張し、若しくは火葬場の施設を変更しようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該許可の申請に先立って、当該墓地若しくは火葬場の設置又は墓地の区域の拡張若しくは火葬場の施設の変更に関する計画(以下「墓地の設置等に関する計画」という。)の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の設置等に関する計画の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(説明会の開催)</p> <p>第5条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の設置等に関する計画の予定地から 100 メートル以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等に関する計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>→市長の許可申請の前に、火葬場の設置予定地から 100 メートル以内の建物の使用者などに対して説明会を開催することが求められている。</p> </div> <p>(経営等の許可の申請)</p> <p>第8条 法第 10 条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>第 10 条 墓地等の設置場所等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 41 条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から 100 メートル以上離れていること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合であって、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>ア 地方公共団体が経営する墓地について、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。</p> <p>イ 宗教法人が経営する墓地について、当該宗教法人の宗教法人法第3条に規定する境内地内において、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。</p> <p>ウ 共同墓地(市の区域内に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体により設置され、及び管理されている墓地をいう。)について、当該共同墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。</p> <p>エ アからウまでに定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。</p> <p>(3) 墓地等の土地には、当該墓地等の経営者(地方公共団体を除く。)が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>→火葬場は、住宅・病院、児童養護施設等から 100m 以上離れた敷地に建設しなければいけない。ただし、市長が特に必要と認められるときなどは、この限りではない。</p> </div>

法令名	関連部分抜粋
<p>東大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行条例</p>	<p>(火葬場の構造設備の基準)</p> <p>第 13 条 火葬場には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根</p> <p>(2) 防臭及び防じんに対し十分な能力を有する火葬炉</p> <p>(3) 収骨室</p> <p>(4) 収骨容器等を保管する設備</p> <p>(5) 残灰庫</p> <p>(6) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備</p> <p>(7) 霊安室</p> <p>(変更又は廃止の許可の基準)</p> <p>第 14 条 法第 10 条第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、これが完了していることを確認しなければならない。</p>
<p>その他の主な条例・規則等</p>	
<p>■大阪府</p> <p>大阪府建築基準法施行条例 大阪府建築基準法施行細則 大阪府福祉のまちづくり条例 悪臭防止法に基づく規制基準の設定 大阪府産汚物等取締条例 大阪府公有財産規則</p> <p>■東大阪市</p> <p>東大阪市建築基準法施行条例 東大阪市建築物の駐車施設の附置等に関する条例 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例 東大阪市文化財保護条例 東大阪市景観条例 東大阪市屋外広告物条例 東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例 東大阪市生活環境保全等に関する条例 東大阪市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例</p>	

第2章 新斎苑整備の基本的な考え方

1 基本理念・基本方針

「既存施設が抱える課題の解決」、「建設候補地周辺への配慮」、「最近の斎場整備における配慮すべき動向」、「ワークショップでの意見」などを踏まえ、基本構想で設定した基本理念・方針は以下のとおりです。

～新斎苑の基本理念～

**自然と産業が共存するこの地に調和し
人・地域・環境をやさしく包み込む新たな斎苑**

～新斎苑の基本方針～

1. 地域に寄りそい、周辺住民が日常的に親しみを持てる施設

- 新斎苑の外観は、斎場としてのイメージ払拭を目指して魅力あるデザインとするとともに、緑地などの緩衝空間により敷地外から見えにくくするなど、周辺景観に配慮します。
- 周辺住民・事業所の方々が親しみを持ち日常的に集える空間となるよう、憩いのスペースを計画します。

2. 最新技術の導入による周辺環境・地球環境にやさしい施設

- 火葬炉設備は、高度な環境基準を設定し、環境性能に優れた最新設備を導入することで、周辺環境に配慮します。
- 省エネルギー化や太陽光などの再生可能エネルギー導入など、地球環境にやさしい施設とします。

3. 故人の旅立ちの場としてふさわしく、遺族・会葬者に配慮した静穏で安らかな空間

- 故人の旅立ちの場としてふさわしい、厳かで落ち着きのある空間とします。
- 静穏な環境で安らかに故人をお見送りできる空間となるよう、遺族や会葬者の心情に配慮した計画とします。
- 葬送行為の多様化や小規模化に対応できる施設とし、スムーズな利用やプライバシーの確保など、質の高いサービスを提供します。

4. 誰もが安心して利用できる、ひとにやさしい施設

- 関係法令に準拠するとともに、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
- 屋外・屋内空間ともにバリアフリーに配慮した計画とします。

5. 災害発生時でも安全で、継続して機能を発揮できる施設

- 発生が想定される災害に対して、十分な耐震性能を持たせるなど、安全な施設づくりに努めます。
- 災害発生時においても、稼働停止することなく継続的に機能が発揮できる施設を目指します。

6. 長期的な利用を見据えて、経済性・効率性に配慮した管理運営のしやすい施設

- 管理・運営のしやすい火葬炉設備の導入等、長期的な利用を見据えた施設づくりにより、経済性・効率性に貢献します。
- 将来の葬送形態を見据えて、柔軟な対応ができる施設を目指します。
- 日常的な保守管理のしやすさに配慮するとともに、将来的な修繕・更新にも対応できる施設とします。

2 基本構想を踏まえた検討方針

基本構想において示した今後の主な検討方針を以下に整理します。

① 新斎苑の建設地及び周辺環境への配慮

新斎苑の建設地は、恩智川沿いの市街地に位置します。新斎苑の整備にあたっては、施設利用者と周辺住民の双方にとって望ましい施設とすることが重要であり、建物だけではなく周辺環境も含めて検討していく必要があります。

周辺住民や事業所の方々にとって親しみのある空間となるよう、恩智川や加納緑地・加納東公園等の周辺施設を含めた整備の可能性を含め、新斎苑だけではなく周辺施設が一体となって、地域の魅力を相乗的に高めていけるよう検討を行います。

② 新斎苑の構成及び規模

新斎苑では、斎場が本来持つべき別れの場、葬送の場としての機能に加えて、市民が施設に親しみを持ち、多目的に活用できる付加機能を整備する方針です。

新斎苑は、火葬部門・管理部門・待合部門から成る建物、会葬者用の駐車場など施設利用者用の外構にあたる付帯施設、市民が利用できる付加機能によって構成されます。付加機能としては公園のような役割を果たすゾーンの整備をします。

基本構想において想定した建物の延べ面積は約 5,200 m²、駐車場規模は 82 台(普通乗用車 72 台＋マイクロバス 10 台)です。これらの面積は目安として算出したものであるため、基本計画及び今後の設計段階で精査を行う必要があります。

<新斎苑の構成(基本構想時点)>



③ 事業手法・事業スケジュール

公共施設の整備等において、従来から実施されている設計・建設・維持管理等の分離発注方式に加えて、様々な形で民間活力を導入する方式を採用する例が増えています。

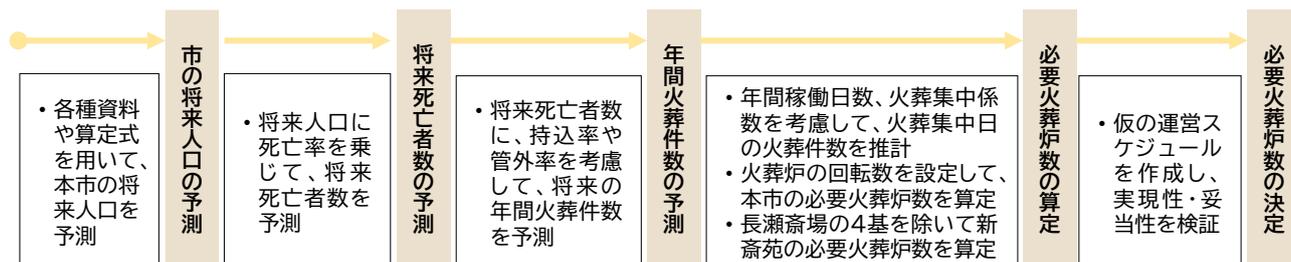
新斎苑の整備においては、令和 13 年度の供用開始を目標としながら、基本計画と並行して最適な事業手法の検討を行い、事業手法に合わせた事業スケジュールを検討します。

3 必要火葬炉数の検証

(1) 必要火葬炉数の算定フロー

新斎苑の必要火葬炉数は基本構想にて算定していますが、基本計画においては、年間火葬件数を予測する際に用いる「持込率・管外率」及び「火葬集中係数」について最新(令和6年度)の実績値に更新したうえで再算定を行い、仮の運営スケジュールを作成して実現性・妥当性の検証を行います。新斎苑の必要火葬炉数の算定フローは以下に示すとおりです。

<新斎苑の必要火葬炉数の算定フロー>



(2) 必要火葬炉数の再算定

基本計画における新斎苑の必要火葬炉数の再算定結果を以下に整理します。

本市の年間死亡者数及び年間火葬件数は令和17年から令和21年までの間にピークを迎え、その後も高い数値で推移していく見込みです。

年間稼働日数、火葬集中係数、1基1日あたりの回転数等を考慮して計算した結果、本市全体での必要火葬炉数は16基となり、ここから長瀬斎場の4基を除くと、新斎苑の必要火葬炉数は12基となりました。

<必要火葬炉数の算定結果>

区分		死亡者数推計(人)	年間火葬件数(件)	必要火葬炉数(基)	
				市全体	新斎苑
令和7年	(令和7年~令和11年)	6,540	7,611	15	11
令和12年	(令和12年~令和16年)	6,840	7,960	16	12
令和17年	(令和17年~令和21年)	6,900	8,029	16	12
令和22年	(令和22年~令和26年)	6,744	7,848	16	12
令和27年	(令和27年~令和31年)	6,560	7,633	15	11
令和32年	(令和32年~令和36年)	6,637	7,724	15	11
令和37年	(令和37年~令和41年)	6,497	7,561	15	11
令和42年	(令和42年~令和46年)	6,690	7,785	16	12
令和47年	(令和47年~令和51年)	6,417	7,468	15	11

<参考:算定に用いた各種値>

項目	値	備考
持込率	93.84%(令和6年度実績より)	管内年間死亡者数のうち本市で火葬された割合のこと。
管外率	19.36%(令和6年度実績より)	本市の火葬件数のうち市外在住者の火葬件数の割合のこと。
年間稼働日数	364日	既存斎場と同様、1月1日のみを休場日と想定。
火葬集中係数	1.41(令和6年度実績より)	日毎の火葬件数の波を考慮するための係数。
1基1日あたりの回転数	2.0回転(基本構想より)	-

(3) 運営スケジュールの検討

前項の算定結果より、本市における火葬需要ピーク時(令和17年～令和21年)の火葬集中日の火葬取扱件数は31.1件/日と見込まれます。長瀬斎場において最大8件/日の火葬を受け入れることを考慮すると、新斎苑は火葬需要ピーク時において最大24件/日の火葬を受け入れることが求められます。

新斎苑の火葬炉数を12基とした場合に問題なく運営スケジュールを立てられるかを検討します。運営スケジュールの検討条件は以下のとおりとしますが、これは運営スケジュール検討上の想定であり、今後の検討により変更となる可能性があります。

<運営スケジュールの検討条件>

- 現斎場の状況や他事例を踏まえ、告別15分、火葬75分、冷却15分、収骨15分とする。
- 2炉ごとに1室の告別収骨室を設けることとし、同一の告別収骨室の利用間隔を15分確保する。
- 葬家の輻輳を避けるため同一時間帯における告別開始は最大2葬家とする。

※ 運営スケジュール検討上の想定であり、今後の検討により変更となる可能性があります。

上記を踏まえた新斎苑の想定運営スケジュールは以下のとおりです。新斎苑に12基の火葬炉を整備することで、火葬集中日においても問題なく運営が可能であることが確認されました。

<火葬集中日における想定運営スケジュール>

■ 告別15分 ■ 火葬75分 ■ 冷却15分 ■ 収骨15分

告別収骨室	火葬炉	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時			
1室	1		告	火	冷	収		告	火	冷	収	
	2			告	火	冷	収		告	火	冷	収
2室	3		告	火	冷	収		告	火	冷	収	
	4			告	火	冷	収		告	火	冷	収
3室	5	告	火	冷	収		告	火	冷	収		
	6				告	火	冷	収		告	火	冷
4室	7	告	火	冷	収		告	火	冷	収		
	8				告	火	冷	収		告	火	冷
5室	9		告	火	冷	収		告	火	冷	収	
	10			告	火	冷	収		告	火	冷	収
6室	11		告	火	冷	収		告	火	冷	収	
	12			告	火	冷	収		告	火	冷	収

※ 現時点における想定であり、決定したものではありません。

(4) 必要火葬炉数の決定

基本構想で示したとおり、新斎苑には予備炉・汚物炉・動物炉は設置しない方針とし、火葬炉のメンテナンスや汚物焼却は火葬集中日を避けるなど運用上の工夫で対応することとします。

なお、1基1日あたりの回転数を上げることで火葬炉数を削減するという考え方もありますが、本市においては長期間にわたり高い火葬需要が見込まれることや、大規模災害発生時における死亡者数の増加、火葬待ちへの対応を考慮し、1基1日あたりの回転数は基本構想で示したとおり2.0回転とします。

よって、これまでの検討結果を踏まえ、新斎苑の必要火葬炉数は12基とします。

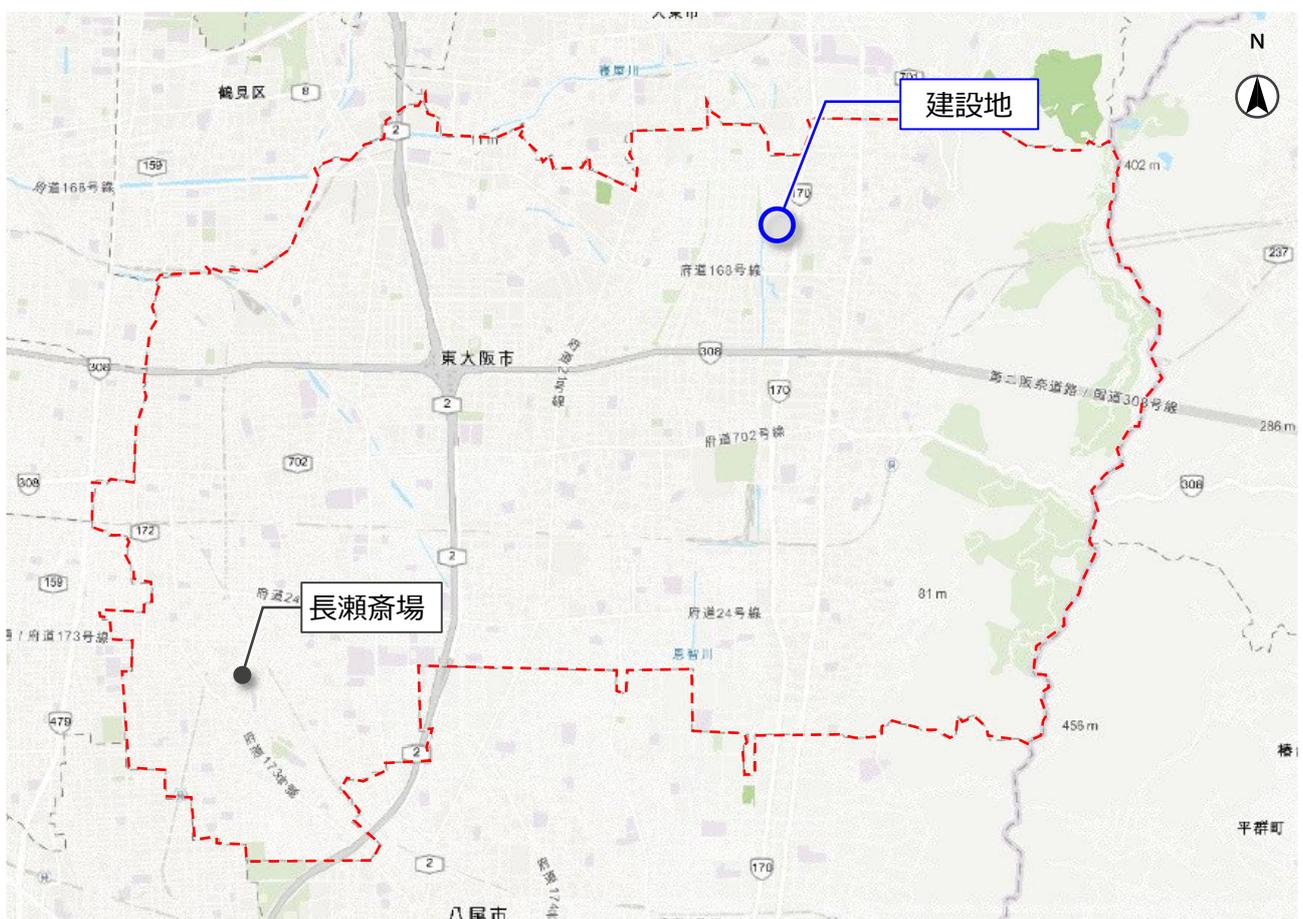
第3章 土地利用方針・配置計画の検討

1 敷地条件の整理

(1) 建設地の概要

既存斎場については、下図に示す長瀬斎場を除き、新斎苑に集約・整備する方針です。新斎苑の建設地は、本市北東部に位置しています。

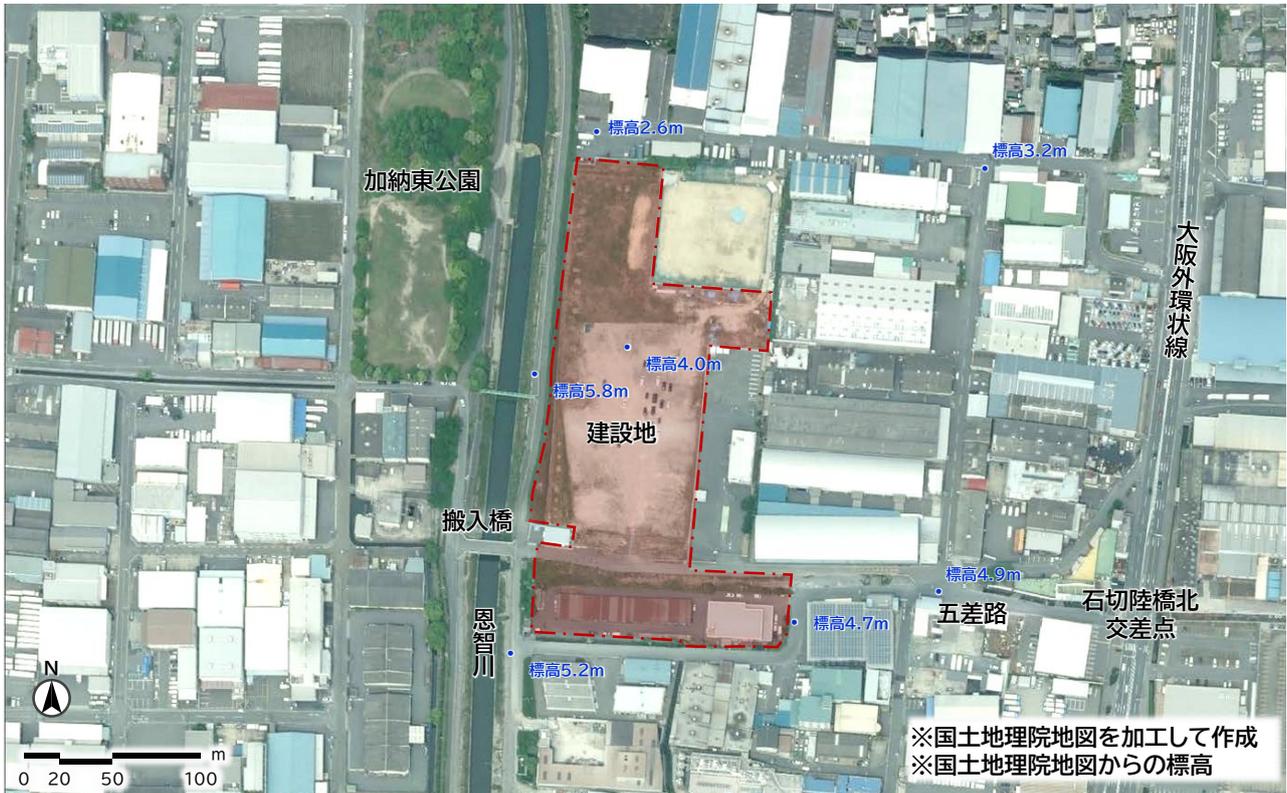
<広域図>



(2) 周辺環境の概観

建設地の周辺環境の概観を以下に示します。建設地は恩智川沿いに位置し、対岸には加納東公園があります。周辺には運輸倉庫や工場などの事業所が多く、敷地境界から東に約200m進むと大阪外環状線が走っています。

<周辺環境の概観>

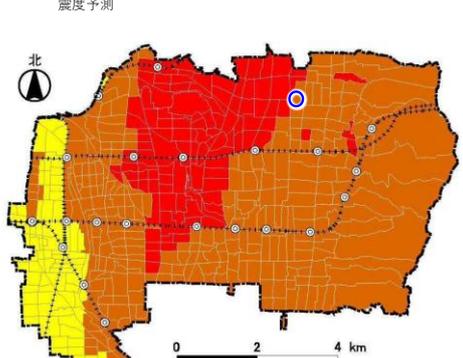
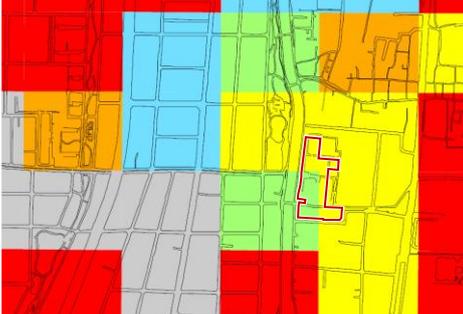
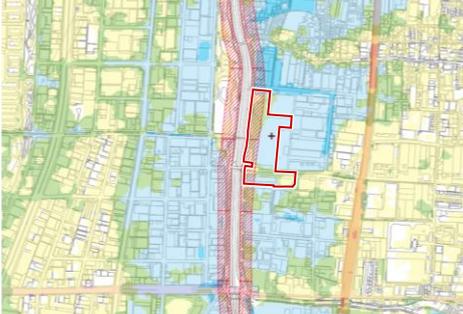


(3) 法規制等の条件

建設地における施設整備に係る基本的な条件及び主な関係法令等を以下に整理します。

<敷地条件・主な関係法令等>

項目	内容
所在地	東大阪市布市町三丁目 510-6、中石切町六丁目 801-1、801-3、802-2、803-2、804-2、805-2 他
敷地面積	約 22,600 m ²
用途地域	準工業地域
建蔽率／容積率	60％／200％
防火指定	準防火地域
高さ・斜線制限	道路斜線：適用距離：20m、勾配：1.5 隣地斜線：立上り：31m、勾配：2.5
日影規制	対象地域外
接道状況	南側・東側：石切西2号線・幅員約 7.2m
インフラ整備状況	電気・上下水・都市ガスが近隣まで整備済み
その他	モノづくり推進地域

項目	ハザードマップ	凡例	備考
震度予測図		<p>町丁目別予測震度</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度 7 震度 6 強 震度 6 弱 震度 5 強 震度 5 弱 震度 4 以下 	<p>建設地周辺は、生駒断層帯地震により、最大震度 6 強の地震が発生する可能性があると考えられています。</p> <p>※東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画より</p>
液状化予測図		<p>PL 値</p> <ul style="list-style-type: none"> 25 ~ 20 ~ 25 15 ~ 20 10 ~ 15 5 ~ 10 0 ~ 5 なし <p>大 中 小</p>	<p>PL 値とは、その地点での液状化の危険度を表す数値であり、建設地周辺は PL 値 10~15、15~20 に指定されています。南海トラフ地震により、液状化発生による危険度が比較的高いエリアとされています。</p> <p>※大阪府ホームページ資料より</p>
寝屋川水系浸水		<ul style="list-style-type: none"> 広域緊急交通路 寝屋川 河岸侵食 0.5m未満 0.5m~1.0m未満 1.0m~2.0m未満 2.0m~3.0m未満 	<p>建設地は、寝屋川流域における洪水発生時に、最大 2.0m未満の浸水の可能性があると考えられています。一部、河岸侵食の恐れのあるエリアに指定されています。</p> <p>※ひがしおおさか e~まちマップより</p>

(4) 周辺状況の整理

建設地の周辺況について以下に整理します。

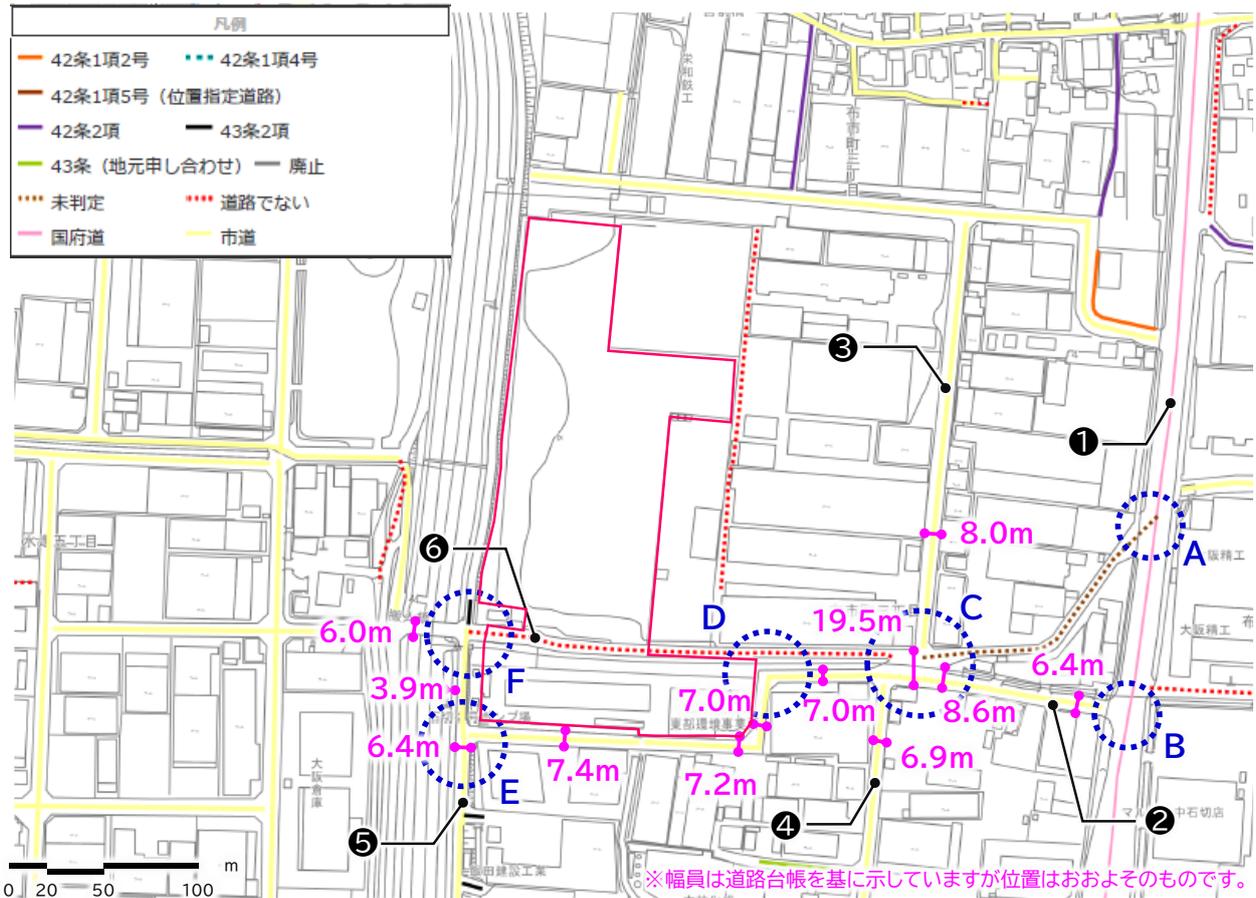
建設地は敷地南側及び南西側においてそれぞれ石切西 2 号線と石切西 1 号線に接道しており、南側道路と建設地の間には民有の水路があります(②~⑤)。また、北側道路と建設地は民有地を挟んで高低差があり(①)、建設地の西側には搬入橋より北向きに遊歩道(⑧,⑨)、搬入橋より南向きに道路(⑥)が位置しています。なお、建設地を東西に横切る通路は建築基準法上の道路ではなく、車両通行止めの通路となっています(⑦)。



<p>① 北側道路</p>	<p>② 建設地東側五差路</p>	<p>③ 建設地東側の道路</p>
 <p>北側道路と建設地には高低差がある</p>	 <p>交通量の多い五差路</p>	 <p>道路が二つに分かれている</p>
<p>④ 南側道路</p>	<p>⑤ 南側道路の水路</p>	<p>⑥ 南向き道路</p>
 <p>南側道路はクランクしている</p>	 <p>南側道路沿いには水路がある</p>	 <p>搬入橋から続く南向きの道路。幅員が狭い</p>
<p>⑦ 東西通路</p>	<p>⑧ 西側遊歩道</p>	<p>⑨ 西側遊歩道</p>
 <p>東西通路は車両通行止めとなっている</p>	 <p>西側には車両通行止めの遊歩道がある</p>	 <p>遊歩道と建設地には高低差がある</p>

(5) 周辺の道路状況

建設地周辺における道路幅員、歩道・信号機の整備状況、歩車の動線状況について以下に整理します。



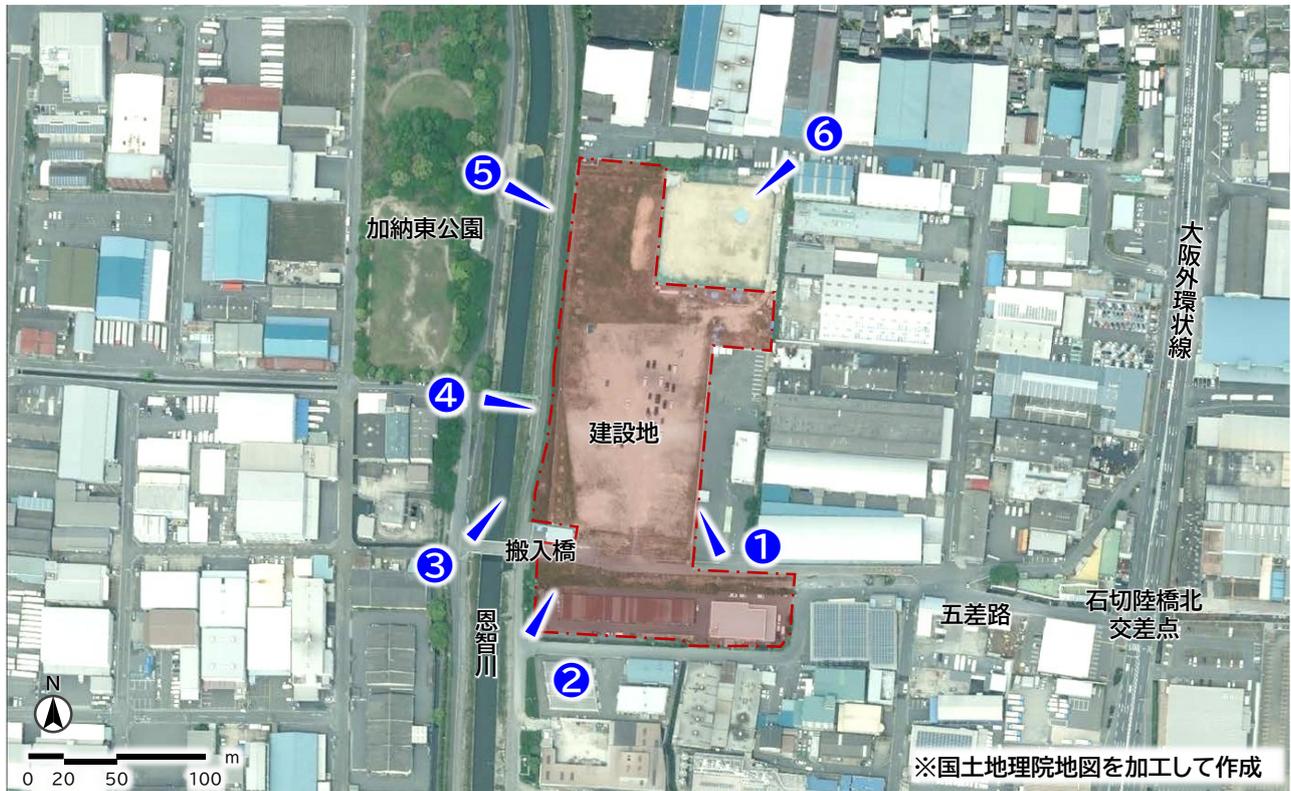
<p>① 国道 170 号線（大阪外環状線）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設地付近は片側 2 車線の道路となっている。 道路の両側には歩道が整備されている。 A 地点には信号機はなく、右折レーン（建設地側）もない。 B 地点には信号機・右折レーン（建設地側）ともに設置されている。また歩行者用信号機（東西・南北とも）も設置されている。 	<p>② 石切西 2 号線</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員約 6.4m～8.6mの中央線のない道路。 道路の両側とも歩道は整備されていない。 C 地点は③、④と交わる五差路となっている。信号機は設置されていない。 C 地点付近で⑥道路でない道と分かれている。 D 地点の曲がり角に信号機は設置されていない。
<p>③ 孔舎衙西 34 号線</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員約 8m の片側 1 車線の道路。 道路の両側とも歩道は整備されていない。 	<p>④ 石切西 3 号線</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員約 6.9mの中央線のない道路。 道路の両側とも歩道は整備されていない。
<p>⑤ 石切西 1 号線</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設地横は幅員約 3.9mであり、建設地より南側では幅員約 6.4mとなっている。 道路の両側とも歩道は整備されていない。 E 地点、F 地点どちらも信号機は設置されていない。 石切西 1 号線と建設地の間には大阪府所有地がある。 	<p>⑥ 道路でない道</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法上の道路ではない通路。 車両が通行できないように、搬入橋付近に車止めが設置されている。 隣接する東事業所下水道放流施設の車両のアクセス経路として利用されている。

(6) 景観分析

① 周辺地域からの景観

建設地周辺からの景観について、以下に示す視点より分析した結果を以下に整理します。

<建設地及び景観分析の視点>



視点①

:南東通路より北西方向



- 近景として隣接施設のフェンス、水防倉庫、中景として加納東公園の樹木による景観が確認できる。
- 建設地西側には景観要素として建物はなく、遠景として空が広がっている。

視点②

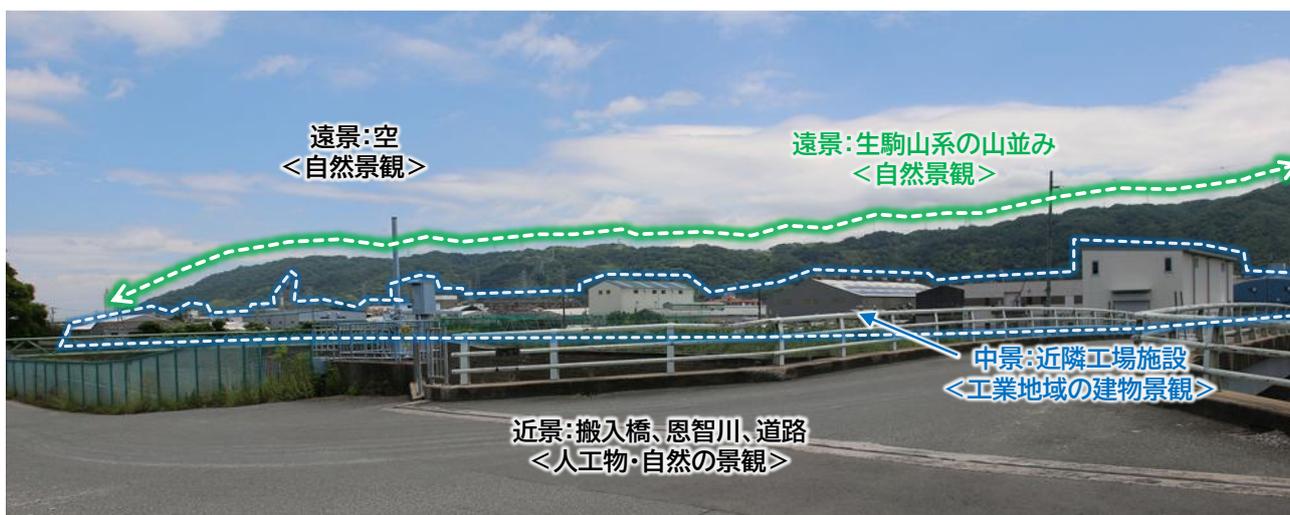
:南西道路より北東方向



- 近景としてガードレール及び水路、中景として近隣工場施設の建物による街並みが形成されている。
- 遠景には生駒山系の山並みが確認できる。

視点③

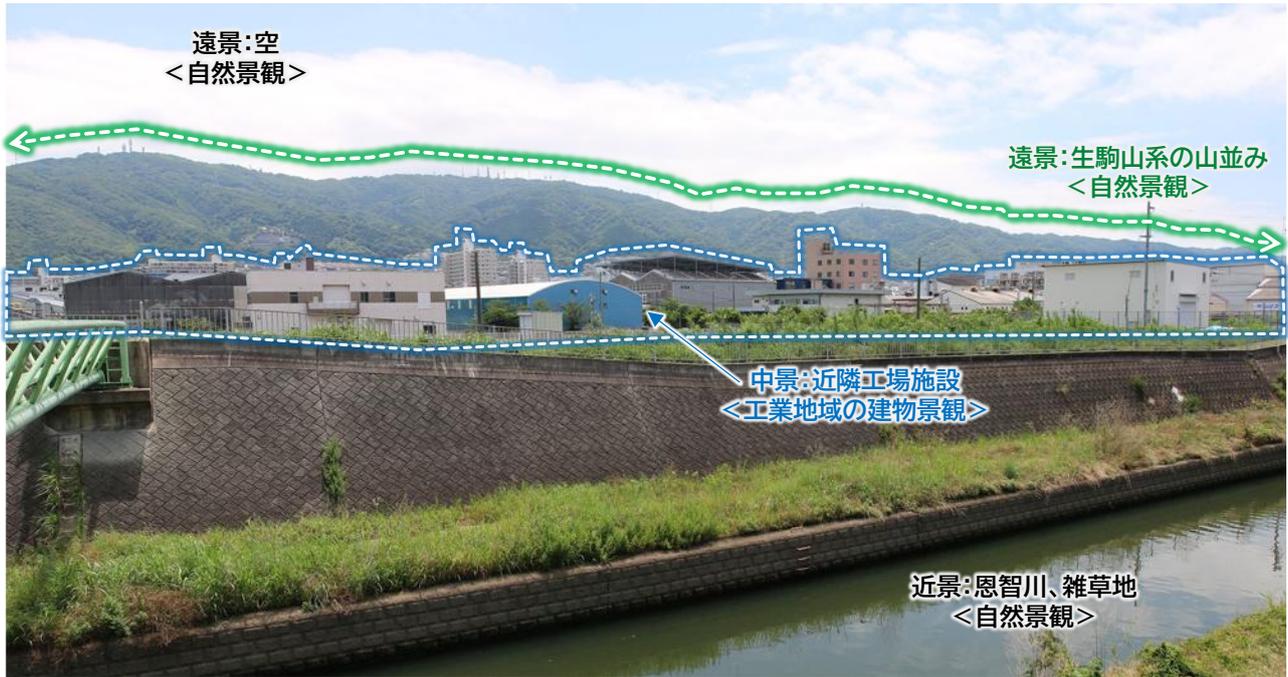
:搬入橋西より北東方向



- 近景として右側に搬入橋、左側に恩智川が確認できる。
- 中景として工場施設等建物群の景観が形成されている。
- 遠景には生駒山系の山並みが確認できる。

視点④

:加納東公園沿い遊歩道より東方向



- 近景として恩智川、雑草地が確認できる。
- 中景として工場施設等建物群の景観が形成されている。
- 遠景には生駒山系の山並みが確認できる。

視点⑤

:加納東公園沿い遊歩道より南東方向



- 近景として恩智川、雑草地が確認できる。
- 中景として工場施設等建物群の景観が形成されている。
- 遠景には生駒山系の山並みが確認できる。

視点⑥

:既存グラウンドより南西方向



- 近景として駐車場、道路、建物などが確認できる。
- 中景として既存グラウンドのフェンスが確認できる。

② 景観構成要素の整理

景観分析結果より、建設地周辺における景観構成要素を以下のとおり整理します。今後の設計段階においては、下表の構成要素を念頭に景観計画の検討を行います。

<景観構成要素の整理>

近景	<ul style="list-style-type: none">• 道路、搬入橋、水路、フェンスなど人工物で構成される景観• 恩智川、雑草地などの自然景観
中景	<ul style="list-style-type: none">• 近隣の工場施設から構成される工業地域の建物景観• 加納東公園・加納緑地の植栽によるみどりの景観
遠景	<ul style="list-style-type: none">• 生駒山系の山並みで形成される景観

2 土地利用方針

(1) 車両出入口

① 基本的な考え方

新斎苑建設地への車両アクセスは、国道170号線からと搬入橋からの2つの経路が想定されます。建設地西側の搬入橋からの経路は、道路幅員が狭いことに加えて、建設地と道路の間に大阪府有地があるため、車両出入口は整備しづらい状況です。国道170号線は、本市の主要道路の一つであるため、新斎苑へのアクセスは国道170号線を主要経路として利用されることが想定されます。また、建設地東側の道路は、西側道路と比較して幅員が広いので、車両が対面通行しやすくなっています。

以上により、新斎苑へのアクセスは国道170号線からとすることが望ましいといえます。ただし、車両出入口の設定にあたっては、新斎苑整備に伴う周辺交通に与える影響について検討が必要です。そこで、建設地周辺交差点における交通量調査、石切陸橋北交差点における需要率の調査を行い、新斎苑整備に伴う周辺交通への影響が許容可能かどうか検証を行いました。

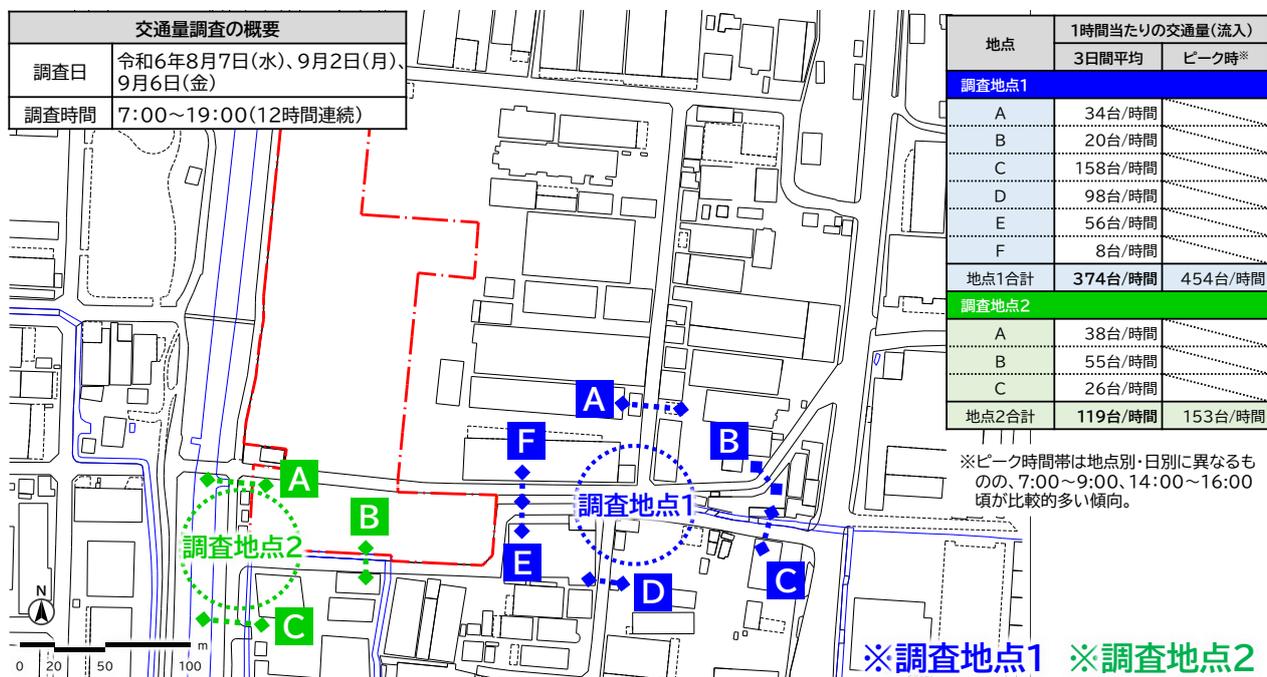
<車両出入口の候補>



② 交通量調査

基本構想段階において、現状の交通量を把握するために交通量調査を実施しています。調査結果の概要を以下に整理します。

<交通量調査>



<調査結果概要>

- 地点1の平均交通量は約374台/時間、つまり1分間に6台程度の車両が流入(流出)している。
- 地点2の平均交通量は約119台/時間、つまり1分間に2台程度の車両が流入(流出)している。
- 一時停止交差点の交通容量検討を行った結果、計算上は現状交通量のキャパシティに問題ないことを確認した。

③ 交差点需要率の算定

新斎苑整備による進入車両台数の増加について、国道170号線の交通処理などに対する影響を検証するために、交差点需要率の算定を行いました。石切陸橋北交差点において、新斎苑整備による進入車両台数の増加分を上乗せしたピーク時の交差点需要率を算定して、交差点の処理能力を評価します。

「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」及び過年度に実施した交通量調査結果などのデータを用いて交差点需要率を算定した結果、新斎苑整備による車両台数の増加を見込んだとしても、石切陸橋北交差点の交通処理能力は問題ないことを確認しました。

■ 交差点需要率とは

交差点の需要率は、各信号現示の需要率の合計である。すなわち全方向から交差点に流入する交通需要を処理するのに最低限必要な有効青時間の全時間に対する割合を示すものである。

信号の1サイクルには有効青時間と損失時間が含まれることから、交差点の需要率が概ね0.9を超えると、設計された現示では交通容量が交通需要に対して不足することが多い。

※ 一般社団法人 交通工学研究会ホームページ(一部編集)より

④ 車両出入口について

交通量調査、交差点需要率の調査により、新斎苑への車両アクセスを東側道路からとしても周辺交通への影響は少なく、国道 170 号線の交差点処理能力に問題ないことが確認されました。以上の調査結果により、新斎苑の車両出入口は建設地南東側に設置する方針とします。

⑤ 建設地周辺における交通課題

車両出入口を建設地南東側に計画するにあたり、周辺交通への影響を最小化するために、現状の交通課題への対策について検討する必要があります。関係者との協議を踏まえて、ハード面のみならずソフト面も含めて、適切な対策の検討を行います。

(2) 付加機能

① 基本的な考え方

近年において、市街地や居住地近くで建設される斎場が多くなっています。本市においても、生駒山付近は土砂災害警戒区域に指定されているエリアが多いため、新斎苑は市街地に整備する必要があります。

こうした状況を踏まえて、新斎苑整備にあたり、斎場が持つべき別れの場・葬送の場としての機能に加えて、周辺住民・事業所にとって望ましい機能を付加することとします。周辺住民・事業所の方々に親しみを持ってもらえるよう、日常的に集える憩いの空間の整備を目指します。

付加機能は、住民説明会及びワークショップ(令和 6 年実施)での意見、敷地周辺状況などを参考に、周辺住民・事業所の方々にとって望ましい機能を検討します。

② 住民説明会・ワークショップでの意見

これまでの住民説明会及びワークショップ(令和 6 年実施)で出された付加機能に関する意見を以下に示します。公園のような空間の整備や緑地に関する意見が多くみられました。また、北側の既存グラウンド周囲について、防災公園や植栽帯の整備など具体的な意見がありました。全体を通して、新斎苑だけでなく恩智川沿いや加納東公園などの周辺施設と一体となって整備を検討することで、周辺地域の価値向上を望む声がみられました。

<住民説明会・ワークショップでの意見>

【公園・緑地など】

- 目立たないように斎苑であっても公園のような感じにしてほしい
- 公園を作る
- 緑豊かな場所 桜がいっぱい 紅葉がきれいな場所
- 多目的グラウンドへの整備
- 既存グラウンドの西側にはお年寄りが集える防災公園をつくってほしい。
- 新斎苑建物から恩智川沿いの桜並木を一望できるようにしてほしい
- 既存グラウンドから南側の最低 10m は緑地帯としてほしい。
- 緑地帯・植栽帯は、周辺も含めて整備し、川口市の例のように、一帯を緑で囲ってほしい。
- 人が集まる←公園だけではなく+α
- 川沿いに防犯灯 安心してウォーキング

【駐車場・施設】

- 川沿いに駐車場をつくる
- 駐車場が大きいならコインパーキングも兼ねる
- グラウンド利用者の駐車場
- コミュニティセンターを建設してほしい
- 図書館や市民病院、無料のコミュニティバス等のメリットになるものもあわせて提示してほしい。
- リサイクルボックスの整備

【全般】

- 周辺地域の価値が上がるような提案

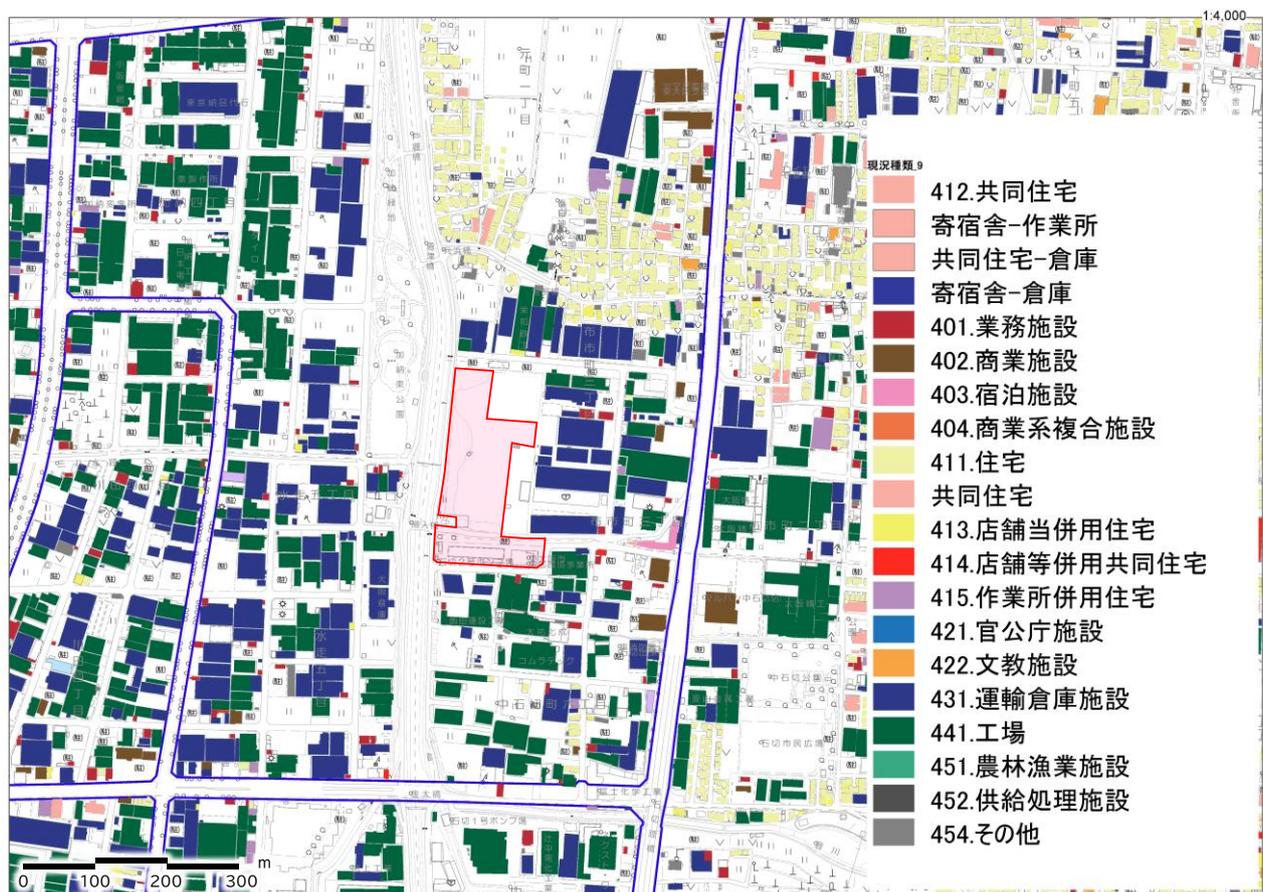
※ 住民説明会・ワークショップでの意見は、参考意見として取り扱います。

③ 建設地周辺状況からの検討

建設地周辺は、用途地域が準工業地域であることに加えて、モノづくり推進地域にも指定されていることから、周辺施設の用途は、工場もしくは運輸倉庫施設がほとんどとなっています。建設地周辺において、恩智川対岸に加納東公園及び加納緑地は整備されているものの、周辺に工場等が多く緑が少ない状況といえます。「東大阪市みどりの基本計画」(令和3年)におけるアンケートにおいて、周辺の工場や事業所の敷地内にみどりが必要であるとの回答が約73%を占めており、工場地域においてみどりを求める意見が多いことがわかります。

また、東大阪市都市公園条例第2条の2第1項において、一人あたりの公園面積の標準は、市域全体で10㎡、市街地で5㎡と示されていますが、本市における開設済みの一人あたりの公園面積は市域全域で約2.8㎡、市街化区域では約1.9㎡となっており、一人あたりの公園面積は市域全域及び市街化区域ともに不足している状況です。

<建設地周辺の施設用途>



<都市公園現況図（抜粋版）>



④ 付加機能

住民説明会・ワークショップでの意見、建設地周辺状況などを踏まえて、付加機能は周辺住民・事業所の方々にとって親しみと安心感を持てる場所となるように、緑あふれる公園のような空間整備を目指します。事業所で働くの方々のためのリフレッシュスペース、健康増進や子供の遊び場、安全・安心な歩行者空間など、周辺住民・事業所の方々が日常的に利用できる空間であるとともに、地域防災の一端を担う防災広場（緊急避難場所）としての機能についても検討します。また、付加機能は周辺施設と一体となって地域の魅力を相乗的に高めていくことも期待されます。川沿い遊歩道と連携した散歩コース、加納東公園・加納緑地と連なる緑地帯、北側グラウンド利用者の休憩スペースなど、周辺施設と一体となって地域の魅力向上を図ります。

災害発生時の避難経路の確保と平時における利便性・回遊性の向上に向け、川沿い遊歩道から敷地へ直接アクセスするための歩行者動線の確保について検討します。

付加機能は、周辺住民・事業所の方々の憩いの空間となることも重要ですが、斎場という施設特性により、利用者の心情に配慮した施設としなければいけません。そのために、付加機能として四季折々の樹木・草花を整備することで、遺族や会葬者の心とませ癒しを感じられる空間とするとともに、加納東公園・加納緑地、生駒山系の山並みと一体となって緑豊かな景観の形成をめざします。

⑤ ゾーニングの考え方

本事業において、新斎苑建物及び新斎苑用駐車場(利用者、管理用、マイクロバスなど)、アプローチ空間、バックヤード、環境緑地等から構成される新斎苑整備ゾーンと、周辺住民・事業所の方々など市民に開放する付加機能ゾーン(一般開放)を整備する方針とします。新斎苑整備ゾーンと付加機能ゾーンは、どちらの利用者にとっても望ましい施設となるよう明確なゾーニングを行います。なお、現時点において、付加機能ゾーン(一般開放)は、新斎苑の閉場時間でも一般利用可能となるよう検討を進めていきます。

⑥ 加納東公園・加納緑地

新斎苑は、従来の「火葬の際だけに使用する施設」という概念を超え、市民が日常的に訪れたい場所へと進化し、日常生活に寄り添う存在となることを目指しています。

その実現に向けては、新斎苑の整備に加えて加納東公園・加納緑地の魅力向上に係る事業を一体的に推進することで、地域・さらには市全域への魅力向上に繋がることが期待されます。

加納東公園・加納緑地の整備方針については、別紙「加納東公園・加納緑地に係る整備方針等の概略検討」に整理のうえ、具体化について検討を進めます。

(3) 土地利用方針の検討

① 駐車場規模

基本構想において設定した、駐車場規模は以下のとおりです。

新斎苑における駐車場規模は、会葬者用車両、身体障害者用車両、宗教関係者用車両、従業員車両、普通乗用車の予備スペース、マイクロバスに必要な駐車スペースを確保することとして、駐車場規模は下表の算定結果 2,610 m²にゆとりを持たせた 3,000 m²として設定します。ただし実際の面積は、車両動線等により差異が生じるため、今後の設計段階などにおいて精査することとします。

< 駐車場規模 >

車種	項目	想定駐車台数	占有面積/台	必要面積
普通乗用車	①会葬者用車両	40 台	/	/
	②身体障害者用車両	2 台		
	③宗教関係者用車両	10 台		
	④従業員用車両	10 台		
	⑤予備スペース	10 台		
	小計	72 台		
大型車	⑥マイクロバス	10 台	40~45 m ²	450 m ²
			合計	2,610 m ²

② 建物等規模の想定

土地利用方針の検討にあたり、基本構想において想定した建物、駐車場等の必要規模を以下に整理します。

< 施設規模等の想定 >

項目	面積	備考
新斎苑整備ゾーン		
建物面積	約 4,500 m ²	建築面積 3,000 m ² + 車寄せ・バックヤードなど 建物面積をコンパクトにするために 2 階建てを想定
駐車場	約 3,000 m ²	普通乗用車 72 台 + マイクロバス 10 台分程度
構内通路	約 3,500 m ²	「建設設計資料 46 葬祭場・納骨堂」(建築資料研究所) における構内通路の面積
環境緑地	約 7,500 m ²	「建設設計資料 46 葬祭場・納骨堂」(建築資料研究所) における庭園部分 + 環境緑地等の合計面積
小計	約 18,500 m ²	
付加機能ゾーン		
付加機能ゾーン	約 4,000 m ²	街区公園として必要な面積及び景観向上に必要な面積
合計	約 22,500 m ²	

③ 土地利用方針

土地利用計画の方針を以下に整理します。

■ 新斎苑整備ゾーンと付加機能ゾーン(一般開放)

- 新斎苑整備ゾーンは、東側道路からのアクセスのしやすさ、遺族や会葬者の心情への配慮、周辺からの見えにくさなどを考慮して建設地の中心に配置します。
- 建設地北側には、川沿いの遊歩道を散歩する方々や既存グラウンドの利用者の休憩スペース及び災害発生時に周辺住民が一時的に避難できる防災広場(緊急避難場所)として、付加機能ゾーンを計画します。
- 建設地南側には、周辺住民の憩いのスペース、事業所の方々のためのリフレッシュスペースとして、付加機能ゾーンを配置します。

■ 環境緑地

- 斎場は葬送行為を行う非日常空間であり、葬家が故人をゆっくりとお見送りができる空間が求められています。静穏な環境で故人をお見送りできるよう、新斎苑整備ゾーンの外周部に緩衝地帯となる環境緑地(植栽帯)を整備します。
- 新斎苑整備ゾーンの植栽帯は、敷地外から新斎苑を見えにくくなるよう周辺景観に配慮した計画とします。
- 新斎苑整備ゾーンと付加機能ゾーン(一般開放ゾーン)は、植栽帯によって区分します。
- 恩智川沿いは積極的に緑化を図り、加納東公園と一体となって優れた景観を形成します。
- 敷地内は積極的に緑化を行うことで、植栽によるうるおいの創出により遺族や会葬者の心とまかせて癒しを感じられる空間とするとともに、周辺住民・事業所の方々にとって親しみやすく・魅力ある屋外空間整備をめざします。

■ アプローチ

- 利用者車両や搬入車両の通行による、周辺交通への影響を最小限に抑える工夫を行います。
- 車両出入口は、国道170号線からのアクセス、接道状況、周辺状況を考慮して、敷地南東側に計画します。
- 既存の通路は、周辺住民・事業所の方々に利用されています。そのため、新斎苑整備後も敷地内通路として、歩行者や自転車の動線を確保します。

■ 景観

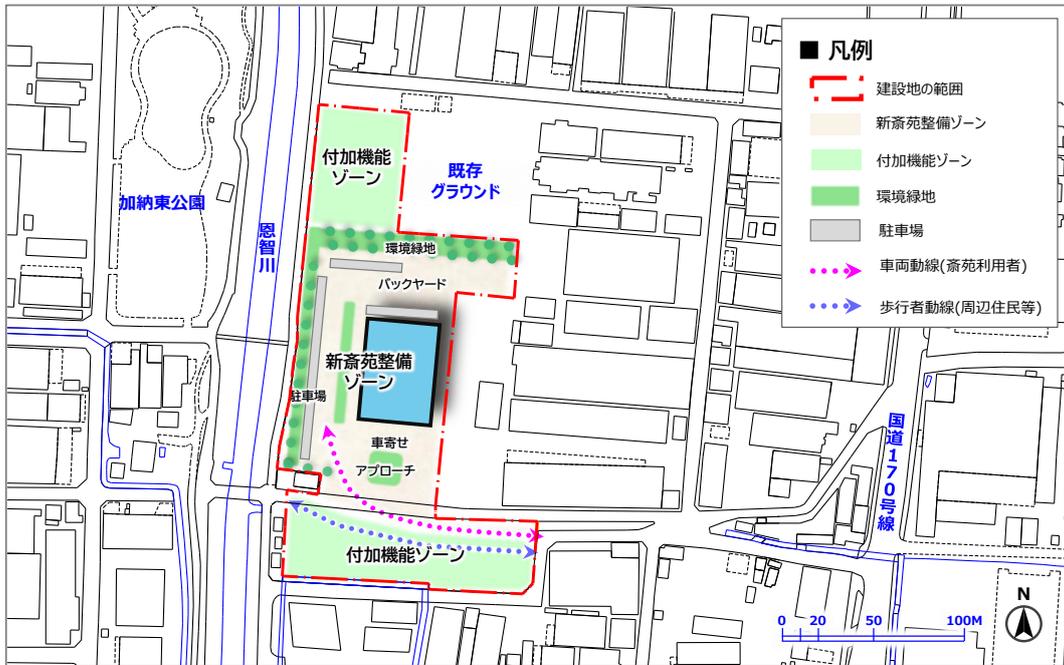
- 建設地は、工場地帯に位置しており、周辺は工場と運輸倉庫施設が立ち並ぶ街並みとなっています。
- 恩智川や加納東公園・加納緑地、遠景には生駒山系の山並みを望むことができるなど、自然と工業が感じられる特徴ある環境となっています。
- 「東大阪市景観計画」における工業系市街地における景観形成規準に準拠した計画として、周囲の工場地帯の街並みと調和の取れた景観形成を目指します。
- 華やかなデザインや派手な色彩は避け、斎場施設としてふさわしい、落ち着いた印象を与える外観デザインとします。
- 圧迫感を緩和するために、道路側から後退して建物を配置する等の工夫を行います。

3. 配置計画の検討

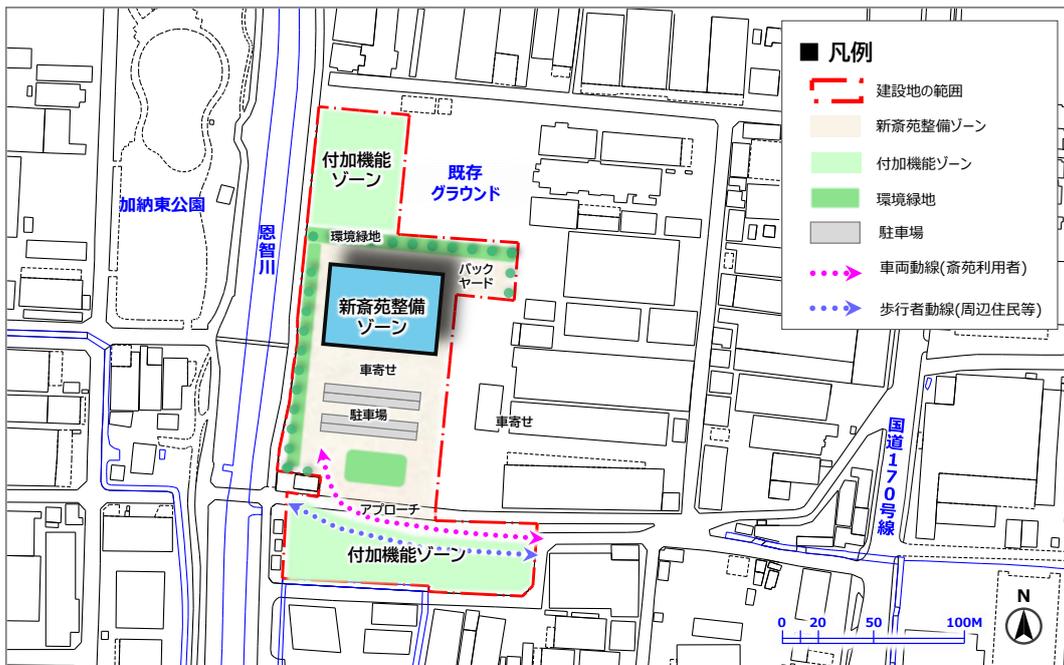
(1) 配置パターンの検討

土地利用方針における条件を基に、基本計画段階として想定される配置パターンを以下に示します。

<配置パターンA案>



<配置パターンB案>



※ 配置パターンは配置計画に関する考え方を整理するために検討・作成するものであり、上記に示す2パターンに限定するものではありません。

(2) 配置パターンの比較

前頁で示した配置パターンについて、周辺施設への影響、周辺交通への影響などの項目にて比較を行った結果を以下に整理します。

<配置パターンの比較>

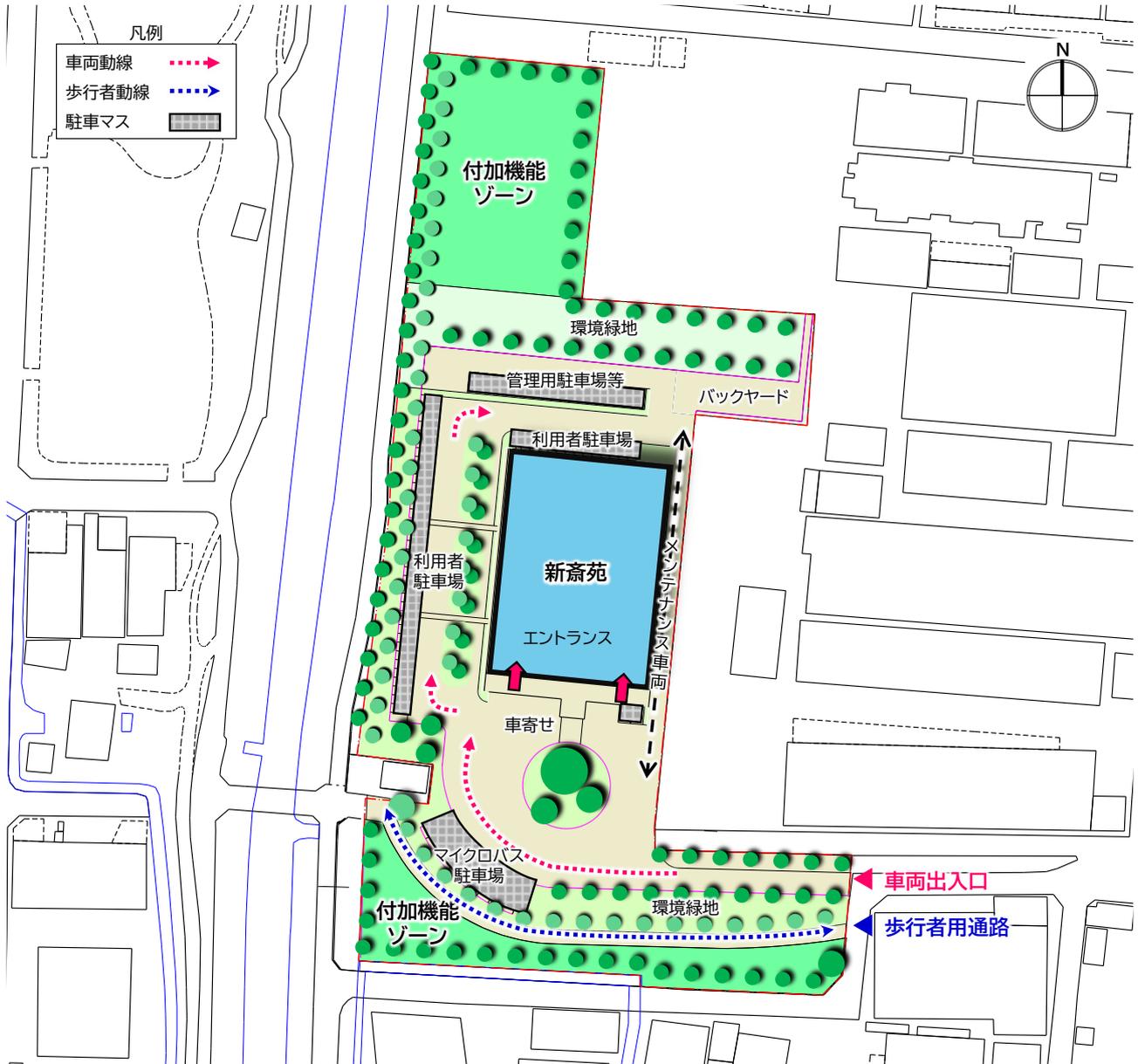
項目	A 案	B 案
周辺施設への影響	○	×
	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界から離隔を確保できているため、周辺施設への圧迫感・日影の影響は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存グラウンドの境界線から建物が近く、既存グラウンドや北側の付加機能ゾーン利用者に対して圧迫感や日影の影響を与えない配慮が必要。
周辺交通への影響	△	△
	<ul style="list-style-type: none"> 車両出入口が曲がり角に近い場合、周辺交通に与える影響を最小化する工夫が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 車両出入口が曲がり角に近い場合、周辺交通に与える影響を最小化する工夫が必要。
周辺景観への影響	○	△
	<ul style="list-style-type: none"> 恩智川沿いの境界から建物まで十分な離隔を確保できているため、川沿いの景観に配慮できている。 生駒山の眺望への影響を最小化する配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 恩智川沿いの境界から建物の距離が近い部分があるため、川沿いの景観に配慮が必要。 生駒山の眺望への影響を最小化する配慮が必要。
新斎苑利用者の利便性	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 建物前面に駐車場を整備するため、わかりやすく、利便性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物前面に駐車場を整備するため、わかりやすく、利便性が高い。
新斎苑利用者の快適性	○	△
	<ul style="list-style-type: none"> 既存グラウンド及び北側の付加機能ゾーンから離隔を確保できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存グラウンド及び北側の付加機能ゾーンからの音や視線に配慮が必要。待合室の向きなど平面計画が限定される恐れがある。
ユニバーサルデザインへの配慮	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の出入口近くに車寄せ及び車いす利用者用の駐車区画等を設置できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の出入口近くに車寄せ及び車いす利用者用の駐車区画等を設置できる。
周辺住民の利便性・安全性	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民(歩行者・自転車)の動線は現在とほぼ同じ位置となる想定であるため、利便性への影響は少ない。 新斎苑利用者の車両動線と歩行者動線は区分可能であるため、安全性も高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺住民(歩行者・自転車)の動線は現在とほぼ同じ位置となる想定であるため、利便性への影響は少ない。 新斎苑利用者の車両動線と歩行者動線は区分可能であるため、安全性も高い。
災害に対する安全性	○	×
	<ul style="list-style-type: none"> 河岸侵食の恐れのあるエリアを避けて、建物が配置できている。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の一部が河岸侵食の恐れのあるエリアに入っている。

※ 比較表は配置計画に関する考え方を整理するために検討・作成したものであり、この結果をもって配置パターン A 案に決定したものではありません。上記比較表を踏まえながら、今後の設計段階において引き続き最適な配置計画の検討を進めていきます。

(3) 配置計画イメージ

土地利用方針に関する条件を基に配置パターン A 案をより具体化した配置計画イメージを以下に示します。

<配置計画イメージ>



※ 配置計画のイメージは計画内容が敷地に納まるなどの基本条件を検証するものであり、決定したものではありません。今後、周辺環境等を踏まえ、最適な配置計画の検討を進めていきます。

<配置計画の考え方>

- 車両出入口は、東側道路から車両がスムーズにアクセスできる位置とします。
- 周辺地域への圧迫感や日影の影響を最小化するために、建物は敷地の中心に配置します。
- 利用者駐車場を可能な限り建物に近い場所に配置するとともに、駐車場から新斎苑出入口までの動線は安全性とユニバーサルデザインに配慮した計画とします。
- エントランス付近に車いす駐車場を計画するとともに、車寄せを設けて利用者の車両が寄り付き可能な計画とします。
- 将来的な機器のメンテナンス・更新を踏まえ、大型車両が通行可能なメンテナンス動線を確保します。

第4章 施設計画

1 必要諸室・規模

(1) 基本的な考え方

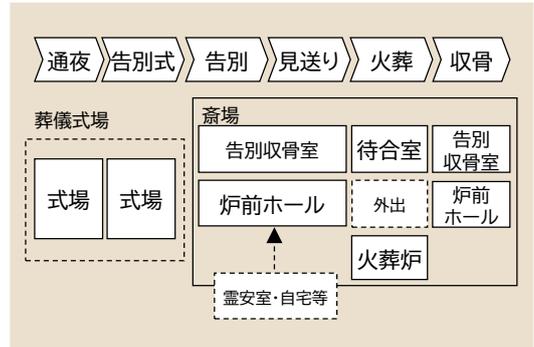
ア 本市における葬儀の流れ

施設計画を検討するにあたり、本市における葬送習慣を整理する必要があります。本市における一般的な葬儀の流れと場の関係を右に示します。本市では通夜・告別式の後に火葬が行われることが多く、民間の葬儀式場やホールをご利用の後、本市斎場へ移動されるケースが一般的です。

一方、近年は全国的な傾向として、葬儀を行わない「直葬」の件数が増加しており、病院等の霊安室やご自宅等から直接本市斎場へ移動されることもあります。また、葬儀を行う場合でも、近親者のみで小規模な葬儀を執り行う「家族葬」が増加傾向にあり、本市も例外ではありません。

火葬中の会葬者の動きとしては、長瀬斎場を除く既存斎場が十分な待合室を備えていないことから、斎場の外で時間を過ごし、収骨時に戻ってくるということがほとんどです。

<本市の一般的な葬儀の流れと場>



イ 主な諸室の考え方

① 告別・収骨室

長瀬斎場を除く既存斎場では、告別・見送り・収骨を1つの炉前ホールで行っていますが、近年は遺族や会葬者へのプライバシーへの配慮や感染症の影響による葬送の個別化に対応するため、告別・見送り・収骨の3つの機能を集約した部屋を複数室設ける事例が多く見られます。諸室の個室化により、他の会葬者と交錯することなく、落ち着いた環境で個人とお別れをすることが可能です。

告別室・収骨室の構成と主な特性を右に示します。基本計画においては、長瀬斎場をはじめ近年の採用事例が多いこと、動線が分かりやすく面積が比較的コンパクトになることなどから、2炉あたり1室の告別収骨室(計6室)を設けることを想定して施設計画を行います。また、部屋の規模については、現在の本市の一般的な会葬者数を考慮し、30人程度が収容できる広さとします。

なお、これは現時点での想定であり、今後の検討により変更の可能性があります。

<告別室・収骨室の構成と主な特性>

告別・収骨一室型(長瀬斎場の構成)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベートな空間を確保できる ・告別・収骨を同じ部屋で行うため分かりやすい ・必要面積が比較的小さい
告別・収骨分室型	
	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベートな空間を確保できる ・告別・収骨それぞれに合わせた演出ができる ・必要面積が比較的大さい
炉前ホール(長瀬斎場を除く既存斎場の構成)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の葬家が同じ空間を利用するため、プライバシーの配慮やスケジュール調整が難しく、葬儀の個別化に対応しにくい

② 待合室

火葬集中日において新斎苑を利用する全ての会葬者が待合室を利用すると考えた場合、以下の運営スケジュールより、必要な待合室数は最大 10 室となります。

<待合室数の検討>

■ 告別15分 ■ 火葬75分 ■ 冷却15分 ■ 収骨15分 ■ 待合利用+清掃30分

告別 収骨室	火葬炉	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時																			
1室	1		告	火	冷	収		告	火	冷	収																	
	2			告	火	冷	収		告	火	冷	収																
2室	3		告	火	冷	収		告	火	冷	収																	
	4			告	火	冷	収		告	火	冷	収																
3室	5	告	火	冷	収		告	火	冷	収																		
	6				告	火	冷	収		告	火	冷	収															
4室	7	告	火	冷	収		告	火	冷	収																		
	8				告	火	冷	収		告	火	冷	収															
5室	9		告	火	冷	収		告	火	冷	収																	
	10			告	火	冷	収		告	火	冷	収																
6室	11		告	火	冷	収		告	火	冷	収																	
	12			告	火	冷	収		告	火	冷	収																
待合室利用数			2	2	4	4	6	8	10	10	8	10	8	6	4	6	8	6	8	8	10	10	10	8	6	6	4	2

※ 現時点における想定であり、決定したものではありません。

現在本市においては火葬中に外出する会葬者がほとんどですが、既存斎場の多くが待合室を備えていないことが要因であることから、新斎苑には一定の待合空間を整備する必要があると考えます。近年の事例では火葬炉数と同数の待合室が整備されていることが多いですが、「直葬」や「家族葬」のように葬儀の小規模化、会葬者の少人数化が進む中で、必ずしも個室の待合室を必要としないケースも考慮し、本計画においては、告別収骨室と同程度である 30 人程度が収容できる待合室を最大 10 室と一定規模の待合ホールを設けることを想定して施設計画を行います。なお、これは現時点での想定であり、今後の検討により変更の可能性があります。

③ 多目的室

新斎苑では、本市内に民間葬儀場が多数整備されていることなどから式場は設置しない方針とします。ただし、「直葬」や「家族葬」が増加した場合において、通夜・告別式等を省略し火葬直前に十分な最後のお別れ時間を希望する葬家に対しては、こうした行為に伴う時間及びプライベート空間を準備する必要があります。

上記より、新斎苑には小規模な儀式やお別れの場等に利用できる多目的室を整備する方針とします。

④ 地域交流室

新斎苑は、遺族や会葬者が故人をお見送りできる空間であるとともに、周辺住民・事業所の方々にとって親しみがあり、日常的に利用できる空間の整備を目指しています。付加機能ゾーンには公園のような空間を整備する方針であることに加えて、新斎苑の建物内にも、周辺住民・事業所の方々の交流・活動を支援するためのスペースとして、地域交流室を整備する方針とします。

(2) 必要諸室・規模

新斎苑における必要諸室等と、計画にあたっての留意事項及び想定規模を以下に示します。

想定規模については法的な基準等がないため、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」(日本環境斎苑協会)(以下「維持管理マニュアル」という。)や近年の他都市における同規模の斎場などを参考としながら設定しています。

なお、ここに示す内容は検討段階のものであり、今後変更となる可能性があります。

<必要諸室・規模>

部門	諸室等名称	用途・計画にあたっての留意事項	想定規模
火葬部門	車寄せ	【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 霊柩車及びマイクロバスが同時に横付けできる乗降スペースを確保する。 降雨時でも会葬者及び柩等が濡れることのないよう、十分な大きさの庇等を設ける。 	適宜
	風除室・エントランスホール	【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 火葬集中日においても会葬者同士が交錯することのないよう、十分な広さを確保する。 同時間帯に2葬家が到着もしくは解散となる場合を考慮し、メイン出入口を2か所設ける。 	適宜
	告別収骨室	【用途】 <ul style="list-style-type: none"> 告別室は、火葬の前に柩を安置し、焼香して最後のお別れを行う場所。炉前空間と兼用し、入炉までを見届ける場所とする。 収骨室は、会葬者が集まり焼骨を骨壺に納める場所。 【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 祭壇、遺影立て等を設置する。 1室あたり30人程度の利用を想定し、告別室・収骨室の用途を兼ねた室を6室設ける。 	約60㎡～ ×6室
	収骨準備室(スペース)	【用途】 <ul style="list-style-type: none"> 会葬者が収骨を行う前段として、職員が火葬炉から出炉した焼骨を整える場所。 【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 既存斎場と同様、台車収骨を想定した計画を行う。 告別収骨室、炉内台車庫と兼用することも可とし、収骨台車の移動を考慮して十分なスペースを確保する。 	適宜
	火葬炉室・火葬炉機械室	【用途】 <ul style="list-style-type: none"> 遺体を火葬する場所であり、火葬炉の運転・管理を行う場所。 【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 火葬炉の他、炉から排出される熱・ばい煙・臭気等を冷却・無煙化・無臭化する機械設備を設置する。 適切な気温や湿度の維持、十分な作業スペースの確保など、職員の作業環境に十分配慮する。 日常的な点検・補修に加えて、将来の更新を見据えて十分な広さのメンテナンススペースを確保する。 	適宜
	炉内台車庫・収納倉庫(スペース)	【用途】 <ul style="list-style-type: none"> 炉内台車やその補修機材等を保管する場所。 	適宜

部門	諸室等名称	用途・計画にあたっての留意事項	想定規模
	監視・制御室	【用途】 ・ 火葬炉の運転状況や各種計器の情報を一元管理する部屋。 【留意事項】 ・ 火葬炉室内を見渡せる位置に配置する。	適宜
	残灰保管庫	【用途】 ・ 収骨後、台車上に残った残骨灰や、集じん装置により捕集した飛灰を一時的に保管する場所。 【留意事項】 ・ 排出の際に会葬者の目に触れることのないような配置とする。 ・ 直接外部とつながる搬出口を設ける。	適宜
	電気・機械室	【用途】 ・ 施設内の電気設備、空調・換気設備等を設置する場所。 【留意事項】 ・ 非常用発電機を設置するためのスペースも確保する。(屋外設置とする場合、当該スペースは不要。)	適宜
	安置室	【用途】 ・ 火葬を待つ遺体を一時的に安置・保管する場所。 【留意事項】 ・ 遺体保冷库を2庫設置する。	適宜
	枢台車庫 (スペース)	【用途】 ・ 枢台車を収納する場所。 【留意事項】 ・ エントランスから入炉までの動線上で支障のない配置とする。	適宜
	火葬業務 職員用諸室	【用途】 ・ 火葬炉室で作業する職員が休憩等に使用する場所。 【留意事項】 ・ 休憩室、更衣室、トイレ、洗濯室、シャワー室を設ける。	適宜
待合部門	待合ロビー	【用途】 ・ 火葬が終了するまでの間、複数の葬家の会葬者が待機する共有スペース。	適宜
	待合室	【用途】 ・ 火葬が終了するまでの間、会葬者が待機する場所。 【留意事項】 ・ 1室あたり30人程度の利用を想定し、最大10室設ける。 ・ 利用人数に応じて部屋の分割・統合ができることが望ましい。 ・ 洋室を基本とし、各待合室内には小上がりの畳スペース、給湯スペースを設ける。	約60㎡ ×最大 10室
	多目的室	【用途】 ・ 小規模な儀式やお別れの場等に利用できる場所。 【留意事項】 ・ 混雑時の待合予備室や、大規模災害発生時の対応スペースとしても利用できる計画とする。	約60㎡
	会葬者用 トイレ	【留意事項】 ・ 会葬者専用のトイレとして、待合室の近くに男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレを設ける。	適宜

部門	諸室等名称	用途・計画にあたっての留意事項	想定規模
	授乳室・ベビールーム	【用途】 ・ 乳児への授乳やおむつ交換等を行う場所。 【留意事項】 ・ プライバシーに配慮しながら、利用しやすい場所に計画する。	適宜
	キッズコーナー	【用途】 ・ 火葬が終了するまでの間、幼児等が過ごす共有スペース。 【留意事項】 ・ 待合ロビーの近くに計画する。	適宜
	会葬者用更衣室	【留意事項】 ・ 男女1室ずつ整備する。	適宜
	物販スペース	【留意事項】 ・ 飲料・軽食等が販売できる自動販売機等の設置を想定したスペースとする。	適宜
	救護室 (スペース)	【用途】 ・ 会葬者が滞在中に具合が悪くなった際に一時的に休息をとるための場所。 【留意事項】 ・ 事務室の近く、又は事務室の一角に計画する。事務室の一角とする場合、プライバシーに配慮して間仕切り等を設ける。	適宜
管理部門	事務室・受付	【用途】 ・ 施設全体の管理と斎場利用に係る事務手続きを行う場所。 【留意事項】 ・ 会葬者にとって分かりやすい位置とするとともに、職員が会葬者の出入りを把握しやすい位置に計画する。	約 40 m ²
	職員用諸室	【用途】 ・ 職員が休憩等に使用する場所。 【留意事項】 ・ 休憩スペース、給湯スペース、更衣室、トイレを事務室の近く、又は事務室の一角に計画する。	適宜
	会議室	【用途】 ・ 施設職員の会議、来訪者への対応等を行う場所。 【留意事項】 ・ 事務室の近くに計画する。	約 20 m ²
	業者控室1	【用途】 ・ 火葬が終了するまでの間、葬祭業者職員が待機する場所。 【留意事項】 ・ 待合室の近くに計画する。	適宜
	業者控室2	【用途】 ・ 会葬者送迎バスの運転手や僧侶・斎主等の宗教関係者が待機する場所。 【留意事項】 ・ 1階に配置する。	適宜
	倉庫	【用途】 ・ 清掃等の維持管理用具や消耗品類、事務用備品や書類等を保管する場所。 ・ 付加機能ゾーン(防災広場)の備品関連を保管する場所。	適宜

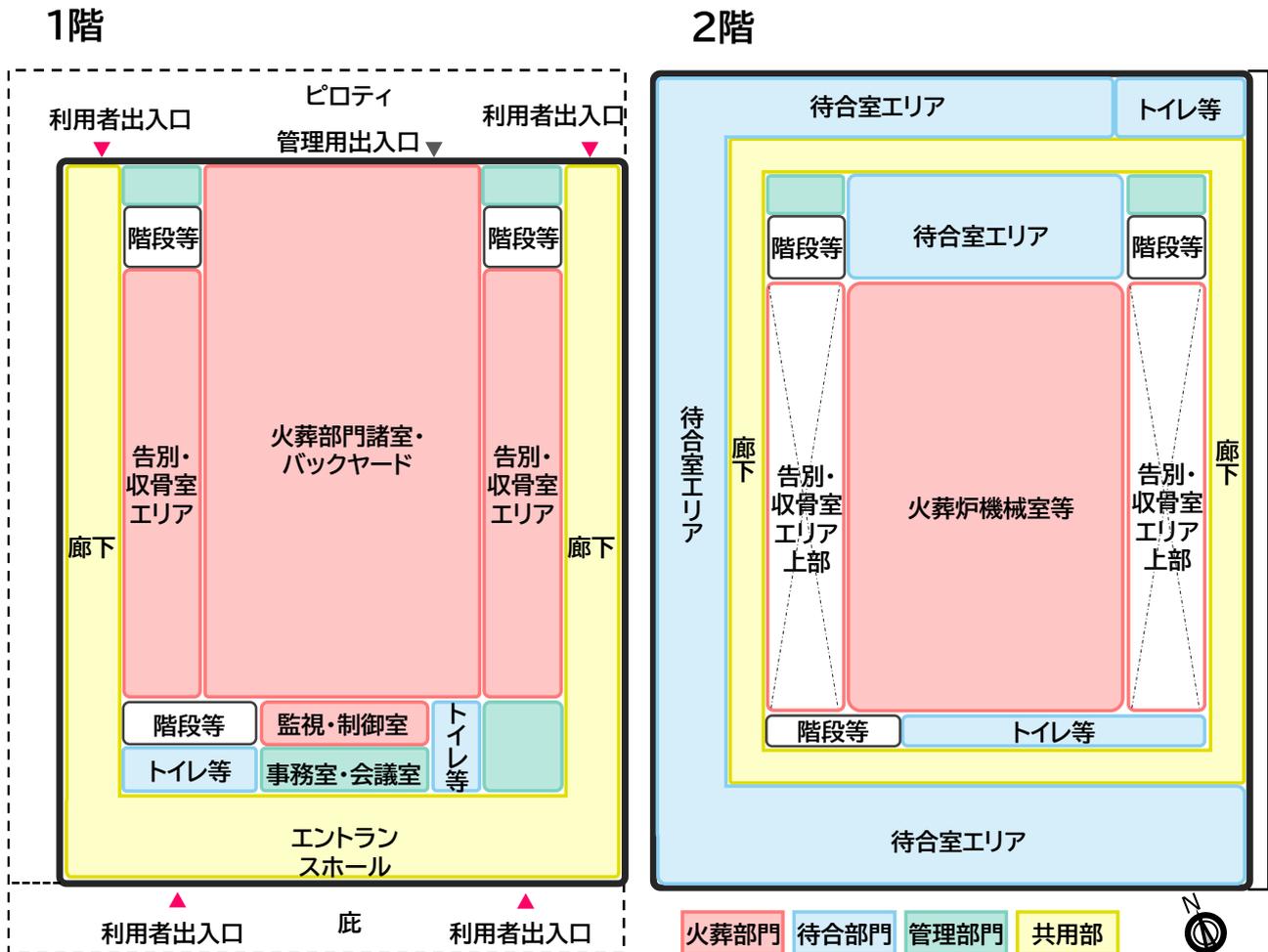
部門	諸室等名称	用途・計画にあたっての留意事項	想定規模
		【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 適宜分散して配置する。 	
	地域交流室	【用途】 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交流、その他催し等を行う場所。 【留意事項】 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民が利用しやすいように 1 階に配置するとともに、遺族や会葬者と動線が輻輳しない位置に計画する。 利用人数に応じて部屋の分割・統合ができることが望ましい。 待合部門の多目的室と隣接させて、両空間の壁を可動間仕切りにするなど、目的に応じて柔軟な利用できることが望ましい。 	約 90 m ²
合計(想定する新斎苑の延べ面積) : 約 5,000 m ²			

2 平面・階層計画

(1) 平面計画

現段階において想定する平面計画のイメージを次頁に示します。なお、ここで示す平面計画のイメージは計画内容が敷地に納まるかなどの基本条件を検証するものであり、決定したものではありません。

<平面計画のイメージ>



【1階平面計画の考え方】

- 同一時間帯の火葬受入を想定して、利用者出入口は2か所以上設けます。
- 事務室はエントランスホールに隣接させ、火葬部門諸室はまとめて配置するなど、会葬者と職員の動線を分けた計画とします。
- 利用者用階段・EVを複数箇所設けるなどの工夫により、会葬者動線が輻輳しない計画とします。
- 炉室内にメンテナンススペースを計画します。

【2階平面計画の考え方】

- 待合室は、利用者用階段・EVからアクセスしやすい位置に計画します。
- トイレ・授乳室、更衣室などの共用部は、各待合室から利用しやすい平面レイアウトとします。
- メンテナンスや更新時に大型機器の入替が容易となるよう、火葬炉機械室に面してメンテナンススペースを計画します。

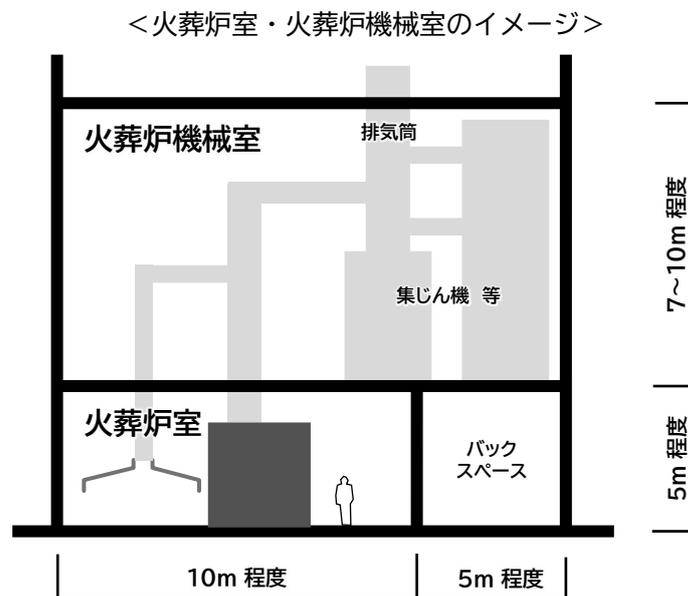
(2) 階層・断面計画

ア 火葬炉室・火葬炉機械室の断面計画

斎場における階層・断面計画は、火葬炉設備の納まりに合わせて計画されます。

敷地面積に相当の余裕がある場合、全ての火葬炉設備を1階に配置する計画も可能ですが、近年の斎場においては、集じん機など火葬炉設備の一部を設置した火葬炉機械室が2階に配置されることが一般的です。新斎苑においては、敷地条件等により建物面積をコンパクトに抑える必要があることを踏まえ、火葬炉機械室を2階に配置する計画とします。

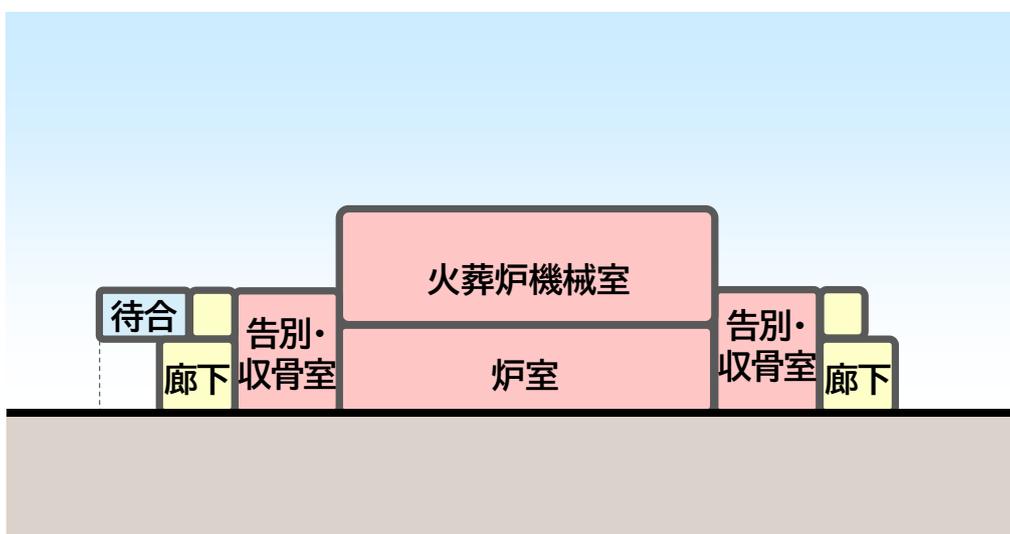
火葬炉室・火葬炉機械室の断面イメージを以下に示します。各設備の大きさはメーカーによって異なりますが、バグフィルター方式の集じん機を設置する場合、2階には階高7～10m程度の火葬炉機械室が必要です。



イ 建物の階層計画イメージ

現段階において、想定する新斎苑の階層計画のイメージを以下に示します。

＜断面計画のイメージ＞



3 構造・設備計画

(1) 構造計画

① 耐震安全性の分類

新斎苑は、火葬場として利用者の安全性と利便性を確保し、地震時にも著しい建物耐力の低下が発生せず、地震後も構造体の大きな補修をすることなく建物の機能が保持できる施設とする必要があります。このことを踏まえ、構造体・建築非構造部材の耐震安全性の目標を以下のとおり設定します。

<耐震安全性の目標値>

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。

※ 官庁施設の総合耐震・対津波計画規準(平成 25 年制定)

② 基礎構造・構造形式

構造計画にあたっては、構造安全性を確保するとともに、施工性や経済性にも配慮することとします。構造種別、基礎形式についての考え方は以下のとおりです。

<構造計画の基本的な考え方>

構造種別	施工実績や技術の確立等により耐久性、信頼性があり、なおかつ経済性に優れ、平面計画や火葬炉設備の設置において自由度の高いものを比較検討したうえで決定する。
基礎形式	地盤条件、建物規模、重量、建物用途、重要度を考慮し、上部構造にかかる荷重を地盤に安全に伝えられ、かつ有害な沈下を生じさせないようにする必要がある。 地質調査を行い、構造安全性、コスト、工期を考慮したうえで基礎形式を決定する。

(2) 設備計画

① 耐震安全性の分類

斎場は、大規模地震発生後、速やかに通常運転を行う必要があります。また、火葬炉をはじめとして大規模な設備が設置されている施設であることを踏まえ、新斎苑の耐震安全性の目標を以下のとおり設定します。

<耐震安全性の目標値>

部 位	分 類	耐震安全性の目標
設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次被害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

※ 官庁施設の総合耐震・対津波計画規準(平成 25 年制定)

② 各種設備計画

新斎苑の設備計画にあたり、火葬場として適切な機能と快適な環境を確保できる計画とすることはもちろん、建物のエネルギー消費性能及び外皮性能を向上させることで環境性能を高めるとともに、ライフサイクルコストの低減に努めます。

現時点で導入が想定される設備概要について、下表に整理します。なお、設備概要は現時点の想定であり、決定したものではありません。今後、各設備について最適なシステムの導入を検討します。

<設備計画の概要>

分類	概要
電気設備	
電力設備	<ul style="list-style-type: none"> LED 照明とするなど環境配慮型器具の採用を積極的に検討する。
受変電・動力設備	<ul style="list-style-type: none"> 保守点検・維持管理が容易となるよう設置するとともに、適切な浸水対策を行う。 動力設備は、将来的な幹線増設が可能となるよう配慮する。
発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 火葬部門及び事務室等、火葬業務遂行のために必要な設備が、3 日間運転できる仕様とする。 太陽光発電設備など再生可能エネルギーの最大限の導入を検討する。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> 消防法に定める防災設備を設置して、災害時の人命及び設備の保安を確保する。 火災などの緊急時に、施設内に警報を知らせて避難を誘導する設備(非常用放送設備)を整備する。
防犯設備	<ul style="list-style-type: none"> 非常用通報装置、連絡用インターホン等の装置を適切な位置に設置する。 防犯用及び火葬炉監視用として、監視カメラを設置する。 事務室や火葬部門などセキュリティ上必要となる箇所に電気錠や入退館管理設備を設置するなどの工夫を行う。
情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> 将来的なネットワーク更新に対応可能となるよう拡張性の高い計画とする。 ユニバーサルデザインに配慮して、エレベーターやトイレなどに呼び出しボタンを設けるなど適切な誘導支援設備を設置する。
電話・放送設備	<ul style="list-style-type: none"> 外部との通信及び施設内の各室で連絡が可能な電話交換システムを検討する。 施設内案内用の放送設備を設置する。
制御設備	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の照明設備・セキュリティシステム・空調換気設備等の機器及びシステムの運転監視を行える計画とする。 火葬炉設備は事務室・制御室等で監視および制御が行える設備を検討する。
空気調和・換気設備	
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 諸室の規模・用途に応じた最適な空調方式を選定する。 可能な限り自然エネルギーを活用することで、環境負荷低減に努める。
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> 居室には 24 時間換気対応の設備を設置する。
排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> 自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙設備を設ける。
給排水衛生設備	
給排水設備	<ul style="list-style-type: none"> 必要水量を必要圧力で衛生的に供給できる設備とする。 水質維持、断水時対策、維持管理性能などを考慮してバランスの良いシステムとする。
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> 必要温度及び必要湯量を必要圧力で衛生的に供給できる設備とする。
衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や身体障害者等が使いやすい仕様とする。 車いす利用者用トイレ及びオストメイト設備を設置する。
昇降機設備	
昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> 会葬者などの動線を考慮した位置に、必要な能力を有する昇降機設備を計画する。 高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる設備とする。

③ 環境配慮の考え方

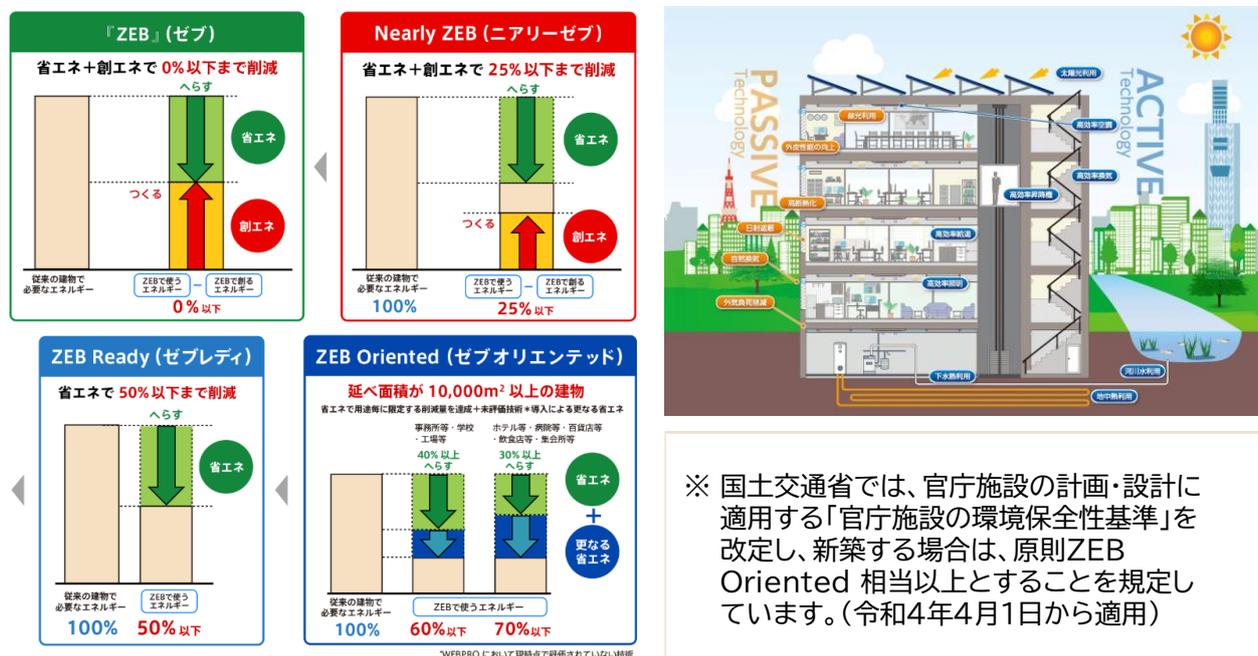
本市では地球温暖化問題の解決に向けて、「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しており、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しています。「東大阪市地球温暖化対策実行計画 事務事業編(EACHⅢ Ver.3)」において、その取り組みの一つとして「今後予定する新築建築物については、原則ZEB Ready 相当となることを目指すよう検討する」と示されています。

新斎苑においても、省エネ効果の高いLED照明の導入、エネルギー使用量の割合の高い空調設備は高効率のものを導入、建築物の断熱性の向上を進めるなどの対策を行うことで、ZEB Ready 以上の性能確保を視野に入れた検討を行います。また ZEB とともに建築環境総合評価システム(CASBEE)による高ランク評価をめざすことで環境負荷の低減を図ります。

<ZEB の定義>

ZEB	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの建築物
Nearly ZEB	ZEB に限りなく近い建築物として、ZEB Ready の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物
ZEB Ready	ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物
ZEB Oriented	ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

<ZEB の概念>



<CASBEE の概要>

「CASBEE」(建築環境総合性能評価システム)は、建築物の環境性能で評価し格付けする手法である。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステム。評価結果が「S ランク(素晴らしい)」から、「A ランク(大変良い)」「B+ランク(良い)」「B-ランク(やや劣る)」「C ランク(劣る)」という5段階のランキングとなる。

4 防災計画

(1) 停電時への対策

新斎苑において、停電時でも 3 日間程度の火葬炉設備の稼働と火葬業務遂行に対応できるような非常用発電設備を設置する方針とします。停電時における電力の供給範囲については適切に検討し、計画に応じて適切な燃料を備蓄します。

(2) 断水時への対策

断水時への対応として、耐震性の高い受水槽を導入するとともに、一定以上の揺れを感知すると自動的に給水を止める緊急遮断弁を設置して、災害時等で断水が発生した場合の給水量を確保します。また水道管破損により断水が生じた場合でも、受水槽内の水を有効活用できるよう緊急時水栓の設置を検討します。

(3) 豪雨被害への対策

豪雨災害発生時に、下水道や河川に一度に大量の雨水が流れ込むと、洪水が発生しやすくなります。こうした被害への対策として、雨水排出抑制施設を計画します。雨水を一時的に貯留させる施設や地下へ浸透させる施設を計画することで、下水道や河川への負担を軽減し、洪水被害の抑制を図ります。

建設地は、寝屋川流域における洪水発生時に、最大 2.0m未満の浸水の可能性があるとされています。建物への浸水対策として、地盤レベルを上げる、受変電設備等の 2 階以上設置、低層階の機械室扉の止水性向上などが求められます。

また、恩智川沿いの一部範囲は河岸侵食エリアに指定されているため、新斎苑建物を東側に寄せて配置するなどの対策を検討します。

(4) 防災広場(緊急避難場所)

災害発生時に周辺住民や事業所で働く方々が一時的に避難できる場所として、付加機能ゾーンに防災広場(緊急避難場所)を計画します。防災広場(緊急避難場所)は、災害発生時に避難者を収容して安全確保を図るため、また救援物資を提供するために十分なスペースを確保するとともに、マンホールトイレやかまどベンチなど、災害時の生活を支える設備の設置を検討します。

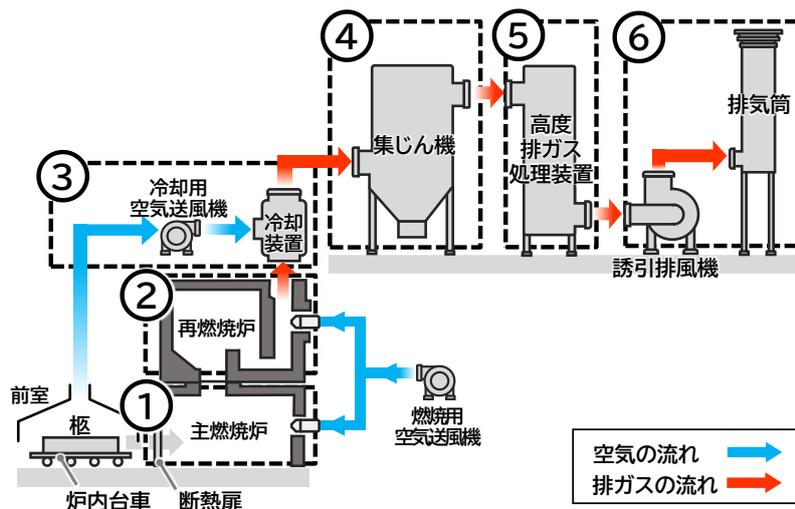
第5章 火葬炉設備計画

1 火葬炉設備計画

(1) 火葬炉設備の構成

火葬炉設備の主な構成を以下に示します。新斎苑に整備する火葬炉設備は、安定した燃焼状態の保持、完全燃焼が可能な能力を有するものとし、耐久性や排ガス処理対策にも十分配慮したものとします。

<火葬炉設備の模式図>



① 主燃焼炉

遺体の火葬を行うための設備であり、燃料と空気をコントロールしながら遺体を骨灰化します。

炉の形式には台車式とロストル式の 2 種類がありますが、ほとんどの公営斎場で台車式が導入されています。ロストル式は、炉内にロストル(火格子)があり、その上に柩を載せて下部から燃焼する形式で、焼骨は下の骨受皿に落ちる仕組みとなっているため、焼骨がばらばらになってしまうことが多いです。台車式は、耐火台車の上に柩を載せて、台車上で燃焼させる形式で、焼骨は人体の形式をしたまま残ることが多いです。新斎苑においては収骨時の心情に配慮して、台車式を採用します。

② 再燃焼炉

主燃焼炉において発生した排ガスのばい煙や臭気成分等を再度燃焼することにより熱分解させ、無煙無臭化を図る設備です。ダイオキシン類発生抑制のため、燃焼温度を 800℃以上、ガスの滞留時間を 1 秒以上取ることのできる仕様とする必要があります。

③ 冷却設備

再燃焼室において発生した高温の排ガスを必要温度(200℃)以下に急速に冷却し、ダイオキシン類の再合成を防止するための設備です。冷却方法としては、外気を取り入れる空気混合冷却方式と、熱交換器を用いる熱交換方式があります。新斎苑においては、必要な性能を満たすことを前提に、計画に合わせて最適な方式を採用します。

④ 集じん機

再燃焼した排ガス中に残留しているばいじんを除去して、外部への排出を防止するための設備です。集じん機の種類にはパイロスクリーン、サイクロン、バグフィルターの3つがあり、近年の斎場では、その性能の高さからバグフィルターが多く採用されています。新斎苑においては、必要な性能を満たすことを前提に、計画に合わせて最適な方式を採用します。

⑤ 高度排ガス処理装置

再燃焼した排ガス中のダイオキシン類等の有害物質をさらに低減するために設けられる、集じん機以降の排ガス処理設備です。近年は高度排ガス処理装置として触媒装置が設けられることが多く、本事業においても必要な性能を満たすことを前提に、計画に合わせて最適な設備を採用します。

⑥ 排気設備

有害物質を取り除いた排ガスを建物の外部に排気するための装置です。騒音や振動の発生を抑えるとともに、排気筒は建物の内部に取り込むことで外部から見えないようにするなど、周辺環境に配慮した設備とします。

(2) 火葬炉の大きさ

火葬炉は、対応可能な棺サイズによって標準炉・大型炉と呼ば分けられることが多いですが、具体的な大きさはメーカーや自治体によって異なります。長瀬斎場に整備されている火葬炉の対応棺寸法は以下のとおりです。採用例の多い大きさの火葬炉を整備することで、現在一般的に流通している棺の多くに対応することができ、効率的でスムーズな計画・運営が可能となります。

<長瀬斎場の対応棺寸法>

	奥行	幅	高さ
人体炉	2,100mm	650mm	600mm

(3) 火葬用燃料

近年の斎場において火葬に使用される燃料は、主に気体燃料(都市ガス、LPガス)もしくは液体燃料(灯油)が挙げられます。敷地周辺は都市ガスの供給エリアであるため、新斎苑においては、都市ガスの使用を想定しています。

大規模災害が発生して都市ガスの供給が停止した場合、火葬炉の感知器により地震を感知し、主燃焼炉・再燃焼炉バーナーへのガス供給が停止され、火葬が中断されます。大地震などが発生した場合、会葬者や職員の安全を確保したうえで、可能な限り早く中断された火葬を最後まで執り行う必要があるため、都市ガスの供給が停止した場合の予備燃料について検討が必要です。

2 環境保全目標値の設定

(1) 基本的な考え方

斎場から発生する大気汚染物質の排出基準や騒音・振動等の規制基準は法的に定められていないものの、新たな斎場の整備にあたっては、公害防止に係る基準として様々な項目の環境保全目標値を定めることが一般的です。環境保全目標値は全国一律に定められるものでなく、各事例によって異なります。新斎苑においては国や府の各種指針等を参考にしながら、安全・安心な施設となるよう適切な環境保全目標値を定めます。

特に火葬炉設備に関しては、ここで定めた環境保全目標値を踏まえて整備する機器や運用方法を検討する必要があります。新斎苑においては、この環境保全目標値が十分に満たされるよう、施設引渡し時や供用中において適宜適切な方法で性能試験を行う方針です。

(2) 排出ガスに係る環境保全目標値

「火葬炉設備の選定に係るガイドライン作成に関する研究」(平成 2 年度厚生行政科学研究)(以下「ガイドライン」という。),「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」(平成12年3月厚生省生活衛生局)(以下「削減対策指針」という。)及び維持管理マニュアルを参考に、排出ガスに係る環境保全目標値を下記のとおり定めます。

<排出ガスに係る環境保全目標値※>

項目 (単位)	新斎苑の目標値 (排気筒出口)	維持管理マニュアル (排気筒出口)	ガイドライン	削減対策指針
ばいじん(g/m ³ N)	0.01 以下	0.01 以下	0.03 以下	—
硫黄酸化物(ppm)	30 以下	30 以下	30 以下	—
窒素酸化物 (ppm)	250 以下	250 以下	300 以下	—
塩化水素 (ppm)	50 以下	50 以下	50 以下	—
一酸化炭素 (ppm)	30 以下	30 以下	—	—
ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1 以下	1 以下	—	1 以下

※ 酸素濃度 12%換算値

(3) 悪臭に係る環境保全目標値

維持管理マニュアル及びガイドラインを参考に、特定悪臭物質濃度に係る環境保全目標値を以下のとおり定めます。「東大阪市悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」より、本市では全域が規制地域に指定されているため、当該基準に定められた規制基準を排気筒出口で満足するよう定めます。

<特定悪臭物質濃度に係る環境保全目標値>

項目 (ppm)	新斎苑の目標値 (排気筒出口)	維持管理マニュアル (排気筒出口)	ガイドライン	東大阪市 規制基準
アンモニア	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	0.002 以下	0.002 以下	0.002 以下
硫化水素	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
硫化メチル	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下
二硫化メチル	0.009 以下	0.009 以下	0.009 以下	0.009 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	0.05 以下	0.05 以下	0.05 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	0.05 以下	－	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	0.009 以下	－	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	0.02 以下	－	0.02 以下
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 以下	0.009 以下	－	0.009 以下
イソバレールアルデヒド	0.003 以下	0.003 以下	－	0.003 以下
イソブタノール	0.9 以下	0.9 以下	－	0.9 以下
酢酸エチル	3 以下	3 以下	－	3 以下
メチルイソブチルケトン	1 以下	1 以下	－	1 以下
トルエン	10 以下	10 以下	－	10 以下
スチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
キシレン	1 以下	1 以下	－	1 以下
プロピオン酸	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
ノルマル酪酸	0.001 以下	0.001 以下	0.001 以下	0.001 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	0.0009 以下	0.0009 以下	0.0009 以下
イソ吉草酸	0.001 以下	0.001 以下	0.001 以下	0.001 以下

加えて、維持管理マニュアル及びガイドラインを参考に、また「東大阪市悪臭公害防止指導要綱」に基づき、臭気濃度に係る環境保全目標値を以下のとおり定めます。

<臭気濃度に係る環境保全目標値>

項目 (臭気濃度)	新斎苑の目標値 (排気筒出口)	維持管理マニュアル (排気筒出口)	ガイドライン	東大阪市 規制基準
排気筒出口における値	500	500	1000	630
敷地境界における値	10	10	10	10

(4) 騒音に係る環境保全目標値

維持管理マニュアル及びガイドラインを参考に、また「東大阪市騒音規制法に基づく規制基準」に基づき、騒音に係る環境保全目標値を以下のとおり定めます。

<騒音に係る環境保全目標値>

項目(dB)	新斎苑 の目標値	維持管理 マニュアル	ガイド ライン	東大阪市 規制基準
炉前ホール(全炉稼働時)	60	60	60	-
敷地境界(全炉稼働時)	50	50	50	午前6時～午前8時：60 午前8時～午後6時：65 午後6時～午後9時：60 午後9時～午前6時：55
作業室内(全炉稼働時)	80	80	80	-
作業室内(1炉稼働時)	70	70	70	-

(5) 振動に係る環境保全目標値

「東大阪市振動規制法に基づく規制基準」に基づき、振動に係る環境保全目標値を以下のとおり定めます。

<振動に係る環境保全目標値>

項目(dB)	新斎苑の目標値	東大阪市 規制基準
敷地境界	午前6時～午後9時：65 午後9時～午前6時：60	午前6時～午後9時：65 午後9時～午前6時：60

3 生活環境影響調査(予測調査)

(1) 生活環境影響調査の結果概要

新斎苑には、環境性能の高い最新の火葬炉設備を導入する方針であるため、周辺環境に著しく影響を与えることはないと推察されます。ただし新斎苑整備を進めるにあたり、周辺住民・事業所の方々にご安心いただくことが重要であることから、基本計画段階において生活環境影響調査(予測調査)を実施しました。

具体的には、事業特性と地域特性を考慮して、大気質、騒音、振動、悪臭、景観を調査項目として設定し、既存資料及び現地調査による現況把握により、新斎苑供用開始に伴う影響予測及び影響の分析を行いました。

その結果、環境性能の高い火葬炉設備の導入や施設計画上の工夫などにより、上記いずれの項目についても生活環境に与える影響が低減されるとともに、法令又は条例に基づく基準又は目標を踏まえた生活環境の保全上の目標との整合が図られると評価されました。

(2) 環境保全措置の概要

施設計画に係る環境保全措置の概要を以下に整理します。設計段階などにおいて、以下の保全措置を念頭に施設計画の検討を行います。

<環境保全措置の概要>

項目	概要
大気質	<ul style="list-style-type: none"> 主燃焼炉で発生したばい煙や臭気成分等を熱分解するため再燃焼炉を設置する。ダイオキシン類濃度発生抑制のため、燃焼温度を 800℃以上、ガス滞留時間を 1 秒以上とする。 再燃焼炉からの排ガスを急速に冷却し、ダイオキシン類の再合成を防止する冷却設備を設置する。 再燃焼した非ガス中に残留しているばいじんを除去するため集じん機を設置する。 再燃焼した排ガス中のダイオキシン類等の有害物質をさらに低減するため高度排ガス処理装置を設置する。
騒音	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒は、排気に伴う騒音の発生防止を考慮した構造とする。 各送風機類は、できる限り低騒音タイプを使用する。また、外部への騒音の伝達防止対策を行う。 施設の構造形式は、施設内の各種騒音の伝搬を抑えやすい鉄筋コンクリート造を基本とする。
振動	<ul style="list-style-type: none"> 各送風機類は、できる限り低振動タイプを使用する。また、外部への振動の伝達防止対策を行う。 施設の構造形式は、施設内の各種振動の伝搬を抑えやすい構造形式とする。
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 主燃焼炉で発生したばい煙や臭気成分等を熱分解するため再燃焼炉を設置する。 再燃焼した非ガス中に残留しているばいじんを除去するため集じん機を設置する。 火葬炉室には、炉から排出される熱・ばい煙・臭気等を冷却・無煙化・無臭化する機械設備を設置する。
景観	<ul style="list-style-type: none"> 建設地は、東大阪市景観計画における「工業系市街地」に該当する。このため、新斎苑は、その景観形成基準を踏まえて計画する。

第6章 今後の進め方・検討課題

1 概算事業費

現時点における、新斎苑の概算整備費は約 84.9 億円(税込)を見込んでいます。なお、この費用は近年の他自治体事例等を参考に算出した概算額であるため、今後の物価変動や社会情勢の変化などの事由により、変更になる可能性があります。

本事業の財源計画について、国の交付金、地方債制度等の積極的な活用を検討して、一般財源の負担軽減と将来の財政負担の平準化に努めます。

2 事業スケジュール

想定される事業スケジュールを以下に示します。本計画に基づき、令和 8 年度から令和 9 年度にかけて、新斎苑の整備・管理運営等を行う事業者の募集・選定を行います。事業者選定後は、設計、建設と進めて、令和 13 年度当初の供用開始を目指します。なお、このスケジュールは現時点の想定であり、今後の検討内容によって変更となる可能性があります。

<事業スケジュール(案)>

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
基本計画	基本計画						
事業者募集選定		民間事業者募集選定				新斎苑供用開始	
PPP事業				設計	設計→施工 既存解体・施工	準備	供用開始

3 今後の進め方・検討課題

本事業を推進していくにあたり、特に留意が必要な点は以下のとおりです。最適な事業実現に向けて、引き続き検討を行っていきます。

(1) 公平性・競争性の確保

PFI 事業の推進にあたっては、官民連携の理念のもと、公共事業に民間ノウハウを積極的に活用し、効率化を図ることを前提としながら、そのプロセスにおいて、特に公平性や競争性の確保に留意が必要です。本事業で求められる能力を有した幅広い事業者が参画できる事業条件を検討していきます。

(2) 事業条件・施設整備要件の明確化

本事業を PFI 事業として進めるにあたり、本計画の内容に基づき市が求める整備・利活用イメージを提示する、既存施設解体に係る条件(既存施設図面・アスベスト等の調査結果)や敷地に関する条件(残置杭の取扱い・土壌汚染への対応等)を可能な限り示すなど、民間事業者から効果的・効率的な提案を引き出せるよう適切な事業条件・施設整備要件を設定する必要があります。

(3) 適切な事業予算の確保

民間事業者が本事業への参画判断をする際には、事業規模及び要求水準に見合った適切な事業予算が確保されているかが重要な判断材料となります。また、近年の急激な物価上昇傾向を踏まえ、物価変動リスクへの対応を検討していきます。

(4) 適切なスケジュールの設定

PFI 事業において、民間事業者の参画意欲を確保し、よりよい提案を促すために、十分な提案期間及び施設整備期間を確保する必要があります。民間意向調査結果等を踏まえて、適切な期間を設定するとともに、コンソーシアムの組成や、昨今の資材・職人不足への対応も考慮に入れて、設定した事業スケジュールは可能な限り早期の段階で民間事業者へ公表していきます。

東大阪市新斎苑整備基本計画

令和 8 年 3 月 策定

発行

大阪府東大阪市

編集

健康部 斎場管理室 新斎苑整備課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

Tel:06(4309)3206
